

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成24年9月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時24分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|----------|--------------------------------|----------|
| 日程第 1 | 議案第 81号 | 与謝野町防災会議条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 82号 | 与謝野町災害対策本部条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 83号 | 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 84号 | 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 85号 | 町道路線の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 86号 | 香河辺地に係る総合整備計画の策定について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 87号 | 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 88号 | 岩屋浄水場改良工事請負契約の締結について | (質疑～表決) |
| 追加日程第 1 | 議案第 106号 | 財産の取得について (消防ポンプ自動車) | (提案理由説明) |
| 追加日程第 2 | 議案第 107号 | 平成24年度与謝野町一般会計会計補正予算 (第4号) | (提案理由説明) |
| 追加日程第 3 | 議案第 108号 | 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) | (提案理由説明) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開会したいと思います。今日は太田町長より欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせをいたします。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで堀口副町長から発言の申し出がありますので、お受けいたします。

堀口副町長。

副町長(堀口卓也) おはようございます。

本会議開会前の貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。ありがとうございます。

けさの新聞各紙にも掲載されておりましたように、太田町長でございますが、一昨日9月17日の午後、大阪市内に公務のため出張をしておりましたが、その公務中に不慮の事故によりまして左大腿部を負傷いたしました。昨日、9月18日に手術を行い、治療のため約1カ月の予定で療養をさせていただくこととなりました。

町民の皆さんには大変ご迷惑やご心配をおかけいたしますが、町政運営に滞りのないよう配慮してまいりますので、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに赤松議長様をはじめ議員の皆様には、9月定例会の開会中の事故で、議会運営上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今回の太田町長の療養にかかる与謝野町町長職務代理者は設置する予定はございませんので、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 私のほうからも少し報告をさせていただきます。

きのう堀口副町長より太田町長のけが、入院の件につきましてお電話を、連絡をいただきまして、すぐにこの庁舎にて今田副議長、有吉議運の委員長、そして、秋山局長、私と会談、会議をもちまして当然、京都府町村議長の福井局長にもお尋ねをいたしました結果、予定どおり、この本会議は開くということにいたしました。なお、行政側、副町長のほうより議案の撤回とか廃案とか、また、日程変更とか、そういう申し出がありました場合には、その都度、議運を開いて対処するという旨を堀口副町長にも伝えておきました。議会としても格段のご協力をいたしますというふうに副町長ともお約束をいたしました。

以上をもちまして、本日の会議の前に皆さんにご報告を申しておきます。

それでは、本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、数点ですが、質問をさせていただきたいと思っています。

この防災会議においては、東日本大震災と福島原発の重大事故を受けた、いわゆる防災計画、

避難計画の見直しという策定が課題になると思いますけれども、現段階で、どういう具体化を図ろうとしているのかという点を、まず初めにお伺いしたいと思っています。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま伊藤議員からご質問をいただきました。ご質問の趣旨は原子力災害に対する措置ではないかというふうに思っております。ご承知のとおり、現在、国、京都府におきましては、いわゆる緊急時の防護措置を準備する区域という、UPZといわれておるものがあります。これが原子力の施設から30キロの範囲といったことでございます。今のところは、この30キロに範囲します自治体におかれましては国、それから都道府県ですね、そういったものが避難計画、それから、緊急防護措置の実施計画の作成とか、そういうふうなことを協働でやっております。

ちなみに、この辺では宮津市が、そうになってまいりますし、伊根町もそうになってまいります。そうした中で与謝野町におきましては、30キロ圏外といったことでございます。そういったことから、今後は京都府とも協議を重ねていって、いわゆる30キロ圏外にあります与謝野町として、これは京丹後市も同様のことが言えると思うんですけども、それらの原子力災害に対する措置をどのように作成していくといったことを京都府の指導もいただく中で、これは一定、作成をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まだ、具体的なテーマといえますか、内容についての協議に入れられないというのが現状でないかと思っています。そこで先ほど30キロの範囲という話がありましたけれども、福島原発の重大事故で、その県の飯館村というのは、私も野村議員らと一緒に昨年7月に行ってまいりましたが、ご存じのとおり全村が強制的に避難をされるほど、大変な量の放射能汚染があったわけでありまして。この飯館村は重大事故を起こした原発から約40キロも離れているわけですね。もし、福井県の原発が事故を起こした場合、与謝野町も飯館村のような被害になる可能性があるんじゃないかという心配です。

抜本的な避難計画が立てられないという現時点、京都北部の周辺自治体もいろいろと声も出ているようでありましてけれども、与謝野町は、このことについてどのように考えておられるのか、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員、ご承知のとおりUPZの圏外でございましたら、UPZの圏内にあります、もし、市町村が避難を受け入れてくれと言われましたら、当然、受け入れていかんなんといったことが起きてくるかと思えます。そうした中で、直接的には、そういう計画が立てられるかどうかはわかりませんが、近隣から。今後、避難計画というものは、いわゆる与謝野町から、どこかの自治体、いわゆる遠く離れた自治体への避難計画といったものは、当然、つくっていかねばならないというふうにも、私どもは思っております。ただ、この30キロ圏内におきましては、まずは自宅の中に避難する、中で待機するといったことが第一的なことになると思います。その後において、必要であれば避難をしていくといった流れになっていくんじゃないかというふうに思っております、そのためにはやはり避難計画は、当然、持っていかなければならないというふうに、私どもは思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。三つ目の質問ですが、福島原発のですね、今でも福島原発の辺30キロ、40キロ、ところによっては50キロぐらいの範囲に及ぶ市町村では、事故当時と比べ低いとはいえ、今でも放射能を浴びて、その中で生活をしています。少なくない科学者や研究者たちのグループから、政府が、現在の放射能汚染状況の地域で住民を生活させることは、将来、何十年後ですね、がんはじめさまざまな病気の発生の可能性を考えると、大変大きな問題があるということを指摘しているわけです。その趣旨も、また、政府のほうに申し入れもしているようです。この点ですね、難しいんですが、防災にかかわって、このことを認識をきちっとさせておく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、この点はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、言われました、その前段階で、やはり国とか府から申されておりますのは、まず、原子力に対する正しい理解を、まず、持っていただきたいというふうに言われております。想定外の事故によりまして放射能が流れていくということもございますけども、まずは、放射能の、原子力に対する正しい理解を持っていただきたいというふうに言っております。この30キロにつきましては、それは京都府、国と、私どもの思っております範囲の思いは違うものがございます、はっきり言ひまして。ありますけども、そうした中で今後は原子力災害に対する京都府も学習機会を持っていきたいというふうに言っておられますので、そういったところから始めていくことが必要ではないかと考えておりますし、後段、言われました、もうその辺のレベルになると、私から今のところはちょっと答えるものはございませんので、よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長の答弁の中で原子力、いわゆる原発に対する正しい認識という問題が繰り返し述べられましたが、私はちょっと今の話に加えてですね、前にもちょっと述べたと思うんですけども、ヨーロッパでチェルノブイリが大爆発を行ったと、あの後ですね、ヨーロッパ、近年というか、最近では150キロから200キロという、これが一つのがんだとか、いろんな病気の発生のメカニズムを考えて、そういうことになると、それぐらいの避難地域といいますか、危険区域というか、そういうエリアでものを考えているんですね。

日本の場合は10キロを20キロにした、20キロを30キロにしたと、こういう感覚のずれですね。ずれは既にチェルノブイリは報告の中で、そのことを出しているんですよ。そのことを政府は、少なくとも中枢の方々は知っているはずなのに、そういう対応しかなかったと、私はそこがね、今回の防災計画を組み直す上でも、非常に大事な点ではないかということを思いますので、このことを述べておきたいと思います。

それから、もう1点はですね、先ほど1点目に非常に飯館村だけでなく、いろんな福島の圏域の中で非常に困っているのは、常識では考えられないけれども、しかし、その世界に入ったらそうなっちゃうんでしょけれども、いわゆる放射線というのは管理区域というのがあるようで、ここは、わかりやすく言うと、レントゲンが瞬時ですね、瞬時かかる場合ですね、あの部屋が言われるらしいですが、0.6マイクロシーベルト、毎時ですけども、こういうことが出ています。しかし、今、先ほど言ったのは、これをはるかに超える基準でずっと生活しているんです。瞬時じゃないんです。ずっと生活しているんですよ、あの福島近辺の、あの原発付近の方々は。こう

いうところにね、政府が置いてるという、先ほど科学者らが申し入れをしたという意味はですね、そういう意味なんだという点です。ぜひ、こういう点も含めてですね、生かしていただけたらと、いわゆる計画見直しにですね、しっかりと見直していただきたいなというふうに思っています。

それから、4点目の質問です。原発事故の場合、福島で起きて明らかになったように連絡通報体制や避難体制、被爆対策の点でですね、安全で抜本的で完全な避難計画というものは、私はつくれないんじゃないかというふうに思っています。この辺の判断は、どのようにお考えですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 避難計画の意義は、まずもって、これは事前に意識をしておくといったことがあるかと思います。今おっしゃいますように、避難計画につきましては、自治体が動く、それから個人が動く、そういったことが出てくると思います。避難計画を立てるといって地域防災計画についてもそうでございますけども、まず、事前に、そういったことを了解しておくというか、そういった作業が一番重要になるというふうに思っております。

それから、あとは事後のことです。事故が起きて事後をどうするかということでございます。このUPZの30キロというものは、事前の措置という、事前の予防対策ということで30キロ圏内を想定して計画を立てております。事故が起きましたら国、府、関係機関一斉に、それは動くといったことで、その連絡体制、それは確立がされてくると思います。そうした中で、なかなか簡単に避難計画というふうに申し上げますけども、大変、今おっしゃいましたように、大変混乱と、それから、そういったいろんな要素が絡まって、なかなかスムーズにいかないんじゃないかというようなことは、これはもう計画の中でも一定、強調していかなければならないというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長の今の答弁で、今の現状はわかりましたが、原発というのは発生した場合ですね、予告がないんですよ、予告がないんです。すぐ連絡をとって指示を出したとしても、本庁がね、緊急連絡をした場合、住民に緊急連絡をした場合でも、既に汚染は広がっている状況が十分あり得るわけですね。ですから、非常に原発というのは、私の意見からすると、いやむしろ多くの方々、そう思っていると思うんですが、原発をなくさない限り、この対策はとれないというのがね、究極的な結論だと思うんです。だから、それほど深刻な被害なので、我々は直接、その被害を受けたわけではありませんけども、こういう認識が大事なんではないかというふうに思っております。これをしかし、しないわけにはいきませんので、当然、最大限の努力は要ると思います。

最後に条例改正案ですね、学識経験者というふうにあります。これは非常に大事なことを協議されるわけで、その点で、どういう方々が選出されることになるのか、想定されているのか、お聞かせ願えたらと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今度の改正によりまして、いわゆる多方面からいろんな委員を入れていこうという改正であるようでございます。これは全国的な防災会議の持ち方ということで位置づけられております。

そうした中で、今、ご質問の、どのような方を想定されていますかということですけども、こ

れは、もう防災関係に造詣の深い大学の先生といたしますか、そういった方を想定をいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、今、冒頭に何点か申し上げた、いわゆる原発の非常に危険な側面ですね、それも十分熟知したような先生方をお願いするとか、そういう工夫は、ぜひ検討していただきたいと思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第81号 与謝野町防災会議条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第82号 与謝野町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、与謝野町災害対策本部条例の一部改正につきまして、お尋ねいたします。

昨日の新聞報道によりますと、消防本部の再編地域指定支援、消防広域化で審議会答申というのが報道されております。これは数年前から人口30万人ぐらいに消防本部を設置したいという動きでございまして、今回の条例とあわせましてですね、災害対策本部のあり方というか、広域化につきまして本町の見解、姿勢をお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 杉上議員のご質問でございます。今、ご質問にありましたように、消防の広域化といったものは、今、全国で都道府県に差異はあるものの進んでまいっております。京都府におきましては、組合議会でもお聞きになっておるかもわかりませんが、京都府北部につきましては、今のところ広域化の具体的なメニューはないというようにお聞きしております。そういったことで答弁にかえさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 報道によりますと、国の審議会におきましては、人口30万人に満たなくても広域化を推進するというようなことが書いてありますけれども、丹後といたしますか、京都府北部には

全く、そういった動きがないのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変、何回も言いますが、一部事務組合で、どのようなご説明をされているかということはあるかと思いますが、私がお聞きしておりますのは北部におきましても、綾部以北ですね、福知山も含めまして、ちょっと南丹のほうまでいくかもわかりませんが、一応、そういった中で協議はされているということはお聞きしております。その結果、今のところは広域化の具体的なスケジュールは立っていないと、こういったふうに消防組合からはお聞きしております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 広域化を進める最大の理由は、ご存じのように財政難からきていると思うんです。ですから、本部の場所がですね、丹後のように広範囲であって、本部の場所が、なかなか決めにくいと思うんですけれども、その辺が決まってくとですね、一気に再編が進むんじゃないかと思うんですけれども、そういったことに対する対応策は、やはり与謝野町としても一定の方向性は持っているべきだと私は思うんですけれども、その点をお尋ねします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員、お尋ねの消防の広域化であります。議員、おっしゃいましたように、この問題は、もう20年以上前から当時の自治省、消防庁が音頭をとりまして、全国的に研究、検討がされ、府県によっては広域化が非常に進んだ府県もございます。京都府におきましては、京都府が音頭をとりまして、基本的に消防は市町村消防ですので、市町村が責任を持っておりますので、京都府内の各消防本部、一部事務組合の消防本部もあれば、舞鶴、綾部、福知山のように単独市の消防本部もありますけれども、この消防本部のトップ、消防長でもって京都府の消防長会、宇治市の消防長が会長であります。そこで、この間ずっと、その検討研究はなされてきております。ただ、現実的に京都府内で近年、比較的近年、広域化が実現したのは京都の乙訓地域、向日市、長岡市、大山崎、この乙訓地域で唯一、広域合併が統合がされた。議員もご承知のように、さらに南部のほうに行きますと、本当に小さな宮津与謝の消防本部、あるいは京丹後の消防本部よりもさらにさらに小さな単独消防本部がございます。先ほど申し上げましたように消防長会では、ずっとこの間、20年以上にわたって検討がなされておりますけれども、人口の問題だけでなく、地域の広さの問題、それから、現在は主流を占めております職員の三交代制の問題、それから、北部においては電波の伝搬状況が悪いという問題やら、いろんな問題がありまして、結果、統合には至っていないということで、京都府も引き続いて検討を進めるというスタンスであります。ただ、現実的には今の状況があるということでもあります。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） わかりました。国の方針としましては、報道によりますと807あった消防本部を来年4月には745にしたいという報道がされておりますので、今、副町長の答弁にありましたように、調査研究だけは怠らないようお願いしておきたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 質問の予定はなかったんですが、今、杉上議員が消防の広域化の問題を取り上げ

られましたので、私もですね、考え方をお聞きしておきたいと思います。

今、言われましたように、広域化に向けて国が進めているのは事実ですし、京都府でも調査研究はされているというふうに思っています。とりわけ情報の関係ですね、進んでいないと言われましたが、情報の分野については具体的にかなり進んでいるような話を聞いてきましたが、全く具体化される見通しは立っていないということでもよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員、ご指摘のように、先ほど杉上議員から消防本部の広域化のお話は以前からあるんですし、そのほかに一般地域住民から119番を回したときの通信、それから、それを受けての指令の関係につきましては、消防本部の統合の話とは分けた形で検討がなされております。ただ、これも北部で一定の議論の深まりはあるんですが、では、例えば北部でどこか一つの場所に、北部専用の通信指令台を設けて、北部の方、どこの市町村であろうと119番を回したら、そこに入って、そこから例えば、京丹後の消防本部、あるいは宮津与謝の消防本部に指示、指令が下りるところまでは、なかなか、検討はなされておりますけども、まだまだ、実現には課題が多いように聞いております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、わかりました。この問題で何が大事かということがですね、お聞きをしておきたいと思います。今、言われたように、国が進めているから町も進めなければならないという、こういう立場で取り組むべきではないのではないかとこのように、私は思っています。

やはり消防の広域化というときに、一番大切にしなければならないのは財政の効率運営ではなくて、住民の命が守れるのかどうか、より広域にするほうが守れるということで検討されているということなら理解できますが、財政の効率化のために広域にしていく、それで、どれだけ影響が少ないかという、こういう議論なら、これはやめるべきだと。例えば保健所が減らされて、そして大規模な食中毒が起こったときに対応が間に合わない。あるいは台風、大雨の23号はじめ大災害が起こったときに、土木事務所が統合されていて、間に合わない、力が弱いと、こういう問題が、もう今は明確になってきているわけですね。やはりそういうことを、これからは大事にして住民の命を守る、安全を守る、こういう立場で取り組むべきだというふうに思いますが、この考え方をお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員がおっしゃるとおりだと思います。先ほど消防本部の広域化、それから、通信のお話をしましたけども、消防の現場のトップはもちろん消防長であります。市町村消防の原則から申し上げますと、単独消防本部でありますと、当然その首長です。宮津、与謝のように一部事務組合の場合は管理者、副管理者が責任を持っております。今、議員がおっしゃいましたように、北部の各市長さん、町長さん方の認識としては、今の消防本部の体制で、例えば通信の問題があるとか、あるいは現場から非常に文書とか文献書、その諸書が非常に遠くて支障があるとかという問題が、大きな問題がない中で、統合の必要性をなかなか見出せない、言いかえますと、首長さんの理解がなかなか得られないということもあって、最終的には広域化、あるいは通信の関係の実務が前へ動かないというふうに漏れ聞いております。

そういう意味では、議員がおっしゃるとおりだと思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうことが大事なんで、ぜひ、よろしくお願いたいんですが、これは町の中の問題でも同じで、与謝野町の中の消防なり、あるいは災害対策の取り組みでもですね、今、庁舎問題で大きな課題の一つになっています。こういう問題についてもですね、そういう今、そのとおりだと言われたような姿勢で、具体的に、こういうことをすることのほうが町内の災害対策、人命を守る上で必要なんだという立場での庁舎のあり方になるような行政側の検討も求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたような意見は、この間の庁舎統合の検討委員会の中でも委員の中からご意見として出されておりますし、そういったことも含めて検討はなされておりますので、私どもとしては検討委員会の推移を見守っておるところでありますので、町としても参考にお聞きいたしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） それはそれとして行政としてですね、具体的に、その課題に検討するという、そのことが大事だと思いますので、指摘をしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第82号 与謝野町災害対策本部条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで議員の皆さんにお願いいたしますが、今、議案第81号、議案第82号と終えたわけですが、上程内容に沿った質疑を、ひとつよろしくお願いたします。今回、大分それたものもありましたが、これも議会の活性化と思って認めておりますが、やはり上程内容に沿った的確な質疑をよろしくお願いたします。

次に、日程第3 議案第83号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第83号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第84号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、簡易水道給水条例の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思っています。時間が10分間の2回ということなので、できるだけ10分におさめるようにしたいと思っています。

まず、初めにですね、今回の条例改正についてはですね、6月議会の一般質問で我が党議員団の野村議員から問題点と基本的な立場を表明したところであります。それを受けて、具体的に質問に入りたいと思います。

1点目の質問は、簡水事業ですね、簡易水道事業を企業会計の上水道会計にすること自体、無理があるのではないかとという点であります。無理があるのではないかとという点。そもそも山間僻地の行政効率の悪い地域での水道事業では国の支援がなくてはならないと、このように考えています。そのことは日本では、明治以来つくられてきたナショナルミニマムの考え方、原則があります。それは誰でも、どこでも住んでいても同じような条件で住民サービスで暮らしていけるというシステムです。

戦後の政治の中でも、これが維持されてきた経過があり、その典型的な事例が近年まで維持されてきた郵便局の制度です。時間がありませんから、その中身については省略しますが、また、そのほか国鉄の制度、これもです。そして、この町の非常に大事な問題でいうと、地方交付税制度も基本的に、その考え方を踏襲したものでありましたが、しかし、この近年、こうしたことがどんどん崩されていくという事態が起きていることは、この議場における皆さんはご承知のことです。これを私どもは、この30年の間に起きているわけですが、経営効率、それから採算性、民営化、こうした、まさに構造改革という名で壊されてきた例であります。

今回の水道事業の制度改正についても、この路線の考え方、構造改革の考え方の一つで地方自治の切り捨てだと、私は思っています。細かく言うのはあれですが、以上、述べた点で現在の簡易水道の広い山間農村部を抱えた地域を国の都合で上水道会計にすること自体、大きな無理があるし、町の財政の実情からも限界に来ていると考えています。この点でのまず、課長の答弁をいただきたいと思います。

議長(赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。ただいま紹介がございましたように、簡易水道事業につきましては、平成19年度の国の補助基準の見直しによりまして、平成28年度までに上水道へ統合することが義務づけられたわけでございます。そうした中で今、おっしゃいましたように上水道へ統合するということになりますと、従来、簡易水道につきましては、経営効率が悪いというような状況を是正するために交付税措置が設けられておりました。これが亡くなってしまおうとか、縮減されてしまおうということで簡易水道事業については上水道へ統合しますと、もし同じような経営形態を続けるとするなら、大変苦しい財政運営、経営運営をしていかなければならないという状況がございますので、これについては私ども町といたしましても、大変不服という状況でございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長からも答弁ございましたが、私は、この間、国のやっていることを見ていまして、議会の中でも再三、その都度、指摘をしてきたんですが、もういいかげんやめてもらわないと、自治体のいろんな運営がいびつになるというふうに思っています。

そういう点で国の地方財政対策といいますか、地方の切り捨て、このことはもう極限にきているのではないかというのが、私の認識です。この点で、私は国に、ほかのいろんな自治体も含めて声を上げていく、町ぐるみで町を挙げての、そういう声を大きく広げていくことが大事ではないかというふうに思うんですが、課長の見解を求めたいと思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。ただいま私のほうも申し上げましたとおり、簡易水道事業が上水道へ統合することによりまして、あらゆる国からの財政支援が半減するというか、なくなるのに近い状態になるわけでございます。これにつきましては、全国自治体、同じような状況が生まれてまいりますので、従来から全国簡易水道協議会、あるいは日本水道協会、そういった全国組織でもって要望書を毎年のように国のほうに上げているというような状況でございます。その中に私どもも与謝野町につきましても、同じ足並みをそろえて要望をさせていただいているという状況でございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その点では議会でも、この間、産業常任委員会で国に意見書を上げようという動きも出ておまして、意見書を上げるという方向で動いていることは非常に歓迎すべきことだなというふうに私自身も考えているところです。

そこで、先ほど課長の答弁でもありましたとおりですね、国の支援がなければ幾らの努力をしてもですね、もう限界を超えていると、結論的な言い方ですけど、いうのは幾らでも、このまま維持されると、このままの制度でいくと水道会計に一本化され、上水道会計に一本化され、それは強いては値上げしか打開の方向がないと、水道料金の値上げしか、どんどん何年か後には、またどんどん上げていくと、こういうふうな計画なんですが、そういうことでよろしいですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。国の財政支援が受けられなくなった分を自治体がかわって穴埋めができる状態であればいいんですが、それがないということになりましたら、今おっしゃいましたように、料金でもって、それらを補填していかざるを得ないという状況になりま

すので、今おっしゃいましたように料金の値上げを繰り返すというような状況が生まれてくるだろうと思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、二つ目の質問に移ります。2年前に一つの水道料金に統一されたのに、今回の改正で再び二つの料金制度に変えるという問題です。水道法でも安全な安い水を供給する責務をうたっています。6年半前の合併のときから町民にとって身近な、暮らしに大変重要な、この水道、これが料金が二つの制度に格差を抱えながら6年間過ぎました。それでようやく5年目に、その2年前ですけども、全町一体の一律、統一がされてですね、料金が、町の一体感が醸成できたと考えているわけですが、ところが、国による制度改正の原因があるとはいえ、今回の料金改定で、再び格差が生まれるということになるわけですが、この点での水道課長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。少しちょっと答弁が長くなるかもわかりませんが、今、ご指摘がございましたように、町の考えとしましては、平成22年度に岩滝上水道の料金改定により町内を統一料金とさせていただきました。その時点では次期の改正を平成28年度、いわゆる上水道統合時に町全体で行うことというふうに考えておりました。このときの検討は、平成20年度から行っておりました。しかしながら、国の19年度の基準改正による上水道の義務化につきましては、先ほど申し上げましたように簡易水道の経営効率の悪さを無視したものであるということから、あらゆる協会なりを通じまして制度是正の要望を出始めたころといえますか、平成20年度はちょうど、そのころでございました。したがって、私どものほうとしまして、何らかの優遇措置が国のほうで設けられるだろうという期待も持っておりました。

しかし、これにつきましては、東日本大震災もあり、難しいと判断せざるを得なくなったわけでございます。一方、町においても有収水量が減少し続けてはおりましたが、一般会計の繰り出しがもう少し何とかなるであろうという思いも当時はございました。しかし、財政事情のより厳しい状況が徐々に明らかになってまいりまして、こちらについても難しいという判断をせざるを得なくなったということでございます。ただ、こうした状況を受けましても水道料金の算定基準となる算定期間の7年間、つまり統合から7年間の平成35年までのシミュレーションでは何とか成り立っておりましたので、当時は、その後については改めて算定すればいいというふうな考えを持っておったわけです。しかし、今、申し上げたような状況を踏まえると、後は後で考えたらいいというような考え方では、あまりに次期の施設更新もままならないような状況も生まれてきますし、当然、後年度への負担が増大するということが考えられましたので、最近、あえて45年までという長いスパンでシミュレーションを行い、その中で、できれば将来にわたって残債のための料金改定を繰り返すことのないように、さらには消費税などの外部要因は別としまして、基本料金が2,000円を超すということがないように、そういった総合的な判断をさせていただいたということでございます。結果としまして、今、申し上げたような状況は全て簡易水道の状況でございます。結局これが後の経営に大きく影響を及ぼすことが明らかになってまいりましたので、大変不本意ではございますが、簡易水道料金を今のうちから上げさせていただきたく、今回のご提案という形に至ったものでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 再び、今の2点目の質問で再確認をしておきます。二重の料金が町内で起こるということを課長は、どのようにお考えか、現時点、合併してから今、6年目を過ぎたところだと思えます。この時期に二重の価格はいかなるものかというように思うんですが、どうですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。確かに今おっしゃいますように、私も町内統一料金を平成22年度で、事業は違いますが、結果としては同じ料金という形にさせていただきましたので、理想としましては今後ともという思いでございました。これについては今、議員のご指摘のとおりで、二重料金というのについては、私自身もできれば同じ料金でいかせていただきたいと、個人的には思っております。

しかしながら、あまりにも事業の形態が違い過ぎるということを考えますと、いましばらくは格差が生じてもご勘弁がいただきたいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 事業が違うからというのは町民の中では、私ね、一体化した町民の中では違和感がありますよ。制度が違うから料金が違うなんてね、同じ水をもらうのに、そんなことは通用しないと思いますよ。ですから、ここは非常に大きな問題があるというように思います。

3点目の質問ですが、先ほど答弁をいただいたので、おおむねあれなんです、3点目の質問はですね、値上げ幅が25%を超すというものであって、現在の生活実態の経済状況からすると町民に納得してもらえないんじゃないかというように思うんです、どうですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、ご指摘がございましたように一般家庭でご使用の料金を値上げ前と値上げ後と比較しますと25%を超えるような料金改定になっております。町民の皆様にご理解を得るといことは大変難しいであろうと思いますが、今、何らかの手を打っておかないと、後年度には、さらに大きな負担がくるということがございますので、できればご理解をいただくようお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほどから述べてきたように、同一料金も崩してしまうと、値上げ幅も25%、4分の1上がると、これは非常に私は今の条例改正は必要に迫られているというか、必然的な側面はないではないですが、しかし、これは非常にハードルが大き過ぎると、納得してもらえないんじゃないかというように思います。

私たちとしてもですね、議会としてもそうですが、議員団もやっぱりこういう問題を国に強く求めていくということが非常に今、大事なんではないかというように思っています。同時に、先ほど言いましたように近隣にも呼びかけてですね、こういう問題を議会としても大いに広げていくという努力も必要かなというふうに思っています。私の質問は以上で終わりたいと思います。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、水道課長に大幅な料金の値上げと格差が生まれるという伊藤議員が指摘した問題について、さらに質問をさせていただきたいと思えます。

まず、この料金格差の問題ですが、先ほど統合まで我慢してほしいという答弁があったと思います。しかし、その根拠になっているのは、先ほどの答弁では平成45年までのシミュレーションをしたところですね、いろんな問題が生まれて、今、手を打たなければということで今回、格差の生まれる加悦、野田川の簡易水道だけの値上げが提案されたという答弁だったと思います。

つまり統合後の問題でですね、加悦、野田川だけ料金の値上げ、格差が生まれる料金の値上げが提案されているわけですが、これは今の問題のために格差が生まれるのではないというふうに思えるんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 野村議員のご質問にお答えいたします。ただいまご指摘がございましたように、この料金値上げについての原因となっているのは統合後の経営状態を見据えた上で、こうせざるを得ないと、したがって、統合後は上水道になっているわけですから、簡易水道だけがというのはおかしいんじゃないかということだろうと思います。このことについてですが、基本的に、私のほうとして一番に今、思っておりますのは、いわゆる簡易水道事業で起こした起債、いわゆる借金ですね、この部分を上水道へ統合した後も返していかなければならないということがございます。そのときに、これは大変申し上げにくいんですが、そもそも簡易水道事業が継続できるのであれば、その公債費、いわゆる借金を返す部分についても交付税措置が受けられたということがございます。ところが上水道へ統合することになりますと、その交付税措置が受けられないということになるわけです。

本来であるなら、その部分については国が補填していただいていた交付税ですので、あるいは、その交付税の目的というのが格差是正のための交付税ということになりますので、その趣旨からいいますと、これは料金に跳ね返すんじゃなくて、公費で負担をして、その残った部分についてどうあるべき、料金で持つべきという考え方をするのが、妥当なところだろうと思います。

ところが、先ほどから申し上げておりますように、この部分については、まず、この議案を上げさせていただく前に、何よりもまず第一ということで、一般会計からの繰り出しが、今の趣旨でもって公費負担を出すことができないかどうか、理事者、財政含め相談をいたしまして、結果として、それが難しいということになりましたので、確かに統合した後は上水道なんですけど、その統合した後に抱えている問題ということになるのはなるんですけども、原因となっているのは簡易水道の借金ということがございますので、上水道は企業会計で別の経営形態をとっておりますし、そういった意味においては、やむを得ないのかなというようなことから、今回の議案に至ったということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、説明された内容は理解しています。簡水で続けることもできましたが、当然それをすると、もうすぐに補助がなくなると、設備を改修したりする場合の補助が国から打ち切られると、統合前、もっと前からということで、せめて、その28年までは補助が受けられる形で取り組んで、施設整備に取り組もうという方針で来られたわけですから、そのことは理解しています。

しかし、もう一方のですね、統合してからも簡水でつくった借入を簡水のほうで返していくみたいな答弁だと受けとめるんですが、これについては全く理解できないんですよ。これは

ぜひ、町長に聞きたいと思って質問を用意したんですが、町長は合併前に、合併は結婚のようなものだ、いいとも悪いとも共有してですね、そして、負債も資産も一緒にして、そして、再スタートするんだということを言われてましたし、そういう姿勢で、この与謝野町の合併に取り組んでこられたと思うんですね。なぜ、そういう姿勢で、この水道会計に取り組みられないのか、ここが非常に大事だと思うんですよ。なぜ水道会計だけは、効率的だから、非効率だからという、その区分けをきちんと守りながら、こっちが使った借金は、こっちだけで返して、料金がかわっても、こっちだけで返さなければならないという、こういう考え方というのは、この合併のときに捉えた考え方とそぐわないのではないかと、私には思えるんですね。

これは課長ではないですね、副町長にご答弁いただくことになるとと思いますが、今、この合併までに解決しなければならない問題のために料金を上げなければならない、そのために格差が生まれるという、この範囲だけの出来事なら、まだ理解できますけど、全く料金格差ゼロでやっていかなければならないとは思っていないですか。今回の提案は、そうではない。それはやっぱり合併した時点で、いろんな問題が、下水道であろうと、水道であろうと、介護保険であろうと、特に庁舎の問題でもですね、庁舎が中心になって周辺部の人はお金を払って時間をかけて庁舎に行くのは当然というよりも、やはりどこにおっても同じように庁舎に行けるような努力はするべきだと思うんですね。まして、こんな水道料金、できるだけ安くしなければならないような、こういう問題について今回のような提案をしなければならない根拠としては、先ほどの課長の説明はちょっと納得できないというふうに思うんですが、副町長、こういうまちづくりの姿勢の問題ですので、考え方をお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町長にかわってというよりも、副町長の私の思いであります。今、野村議員がるるおっしゃいました。町長の合併のときの思い、そのときの言葉を引用されました。確かに合併をするからには、旧3町のいろんなプラスの面、マイナスの面、いろんな問題を一体的にというのは、そのとおりだと思います。

そうは言いますものの、今、例えばということで介護保険をはじめ、いろいろとおっしゃいましたけども、それらの水道の問題以外につきましては、運営形態が一緒といいますか、基盤が一緒だと思うんですが、こと水道に関しましては旧岩滝町は上水道で、旧加悦町、旧野田川町は簡易水道ということで、当然、先ほど来、水道課長が申し上げますように、経営形態が違うことによって交付税の問題をはじめ、いろんなことが異なっております。そういうふうに経営形態が旧3町の中で分かれておったことにつきましては、やはりその結果、発生といいますか、それぞれの水道会計、あるいは簡易水道会計を運営する中で発生しました起債、借金ですけども、この返済について、例えば上水の借金を簡水の方が返す、あるいは簡水の借金を上水のほうで返すということについては、なかなか住民感情としては理解が得られにくいのではないかという思いがございます。そういった意味ではほかの事業と違って、水道につきましては、そういった特殊性といいますか、特異な側面があるんだろうというふうに思っております。したがって、議員のおっしゃることもよくわかるんですが、住民の方にとりまして、何でという話になるのではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 繰り返しますが、このまま簡水が続ける、上水が続ける、岩滝と加悦谷で違うシステムのままでいくのであれば、まだ、考える余地はあるんですけども、29年には岩滝も野田川も加悦も一つの会計になって、29年以降は水道料金を変えたくても変えれなくなるわけですね。それまでの間だけの話なんです。だから、そのシステムの違いは、今回の提案には、私は意味がないのではないかというふうに思っています。

それから、住民感情というふうに言われましたが、まさに合併をしたから生まれている問題です。また、水道の体制を、先ほどあったように、与謝野町が求めてするわけじゃなくて、国から、そういう形で、いけば規制されてやむなく統合しなければならぬにしても、水道の統合をするから生まれている問題、今、格差がつくのはおかしいというのは、そういう問題から生まれている。そうであるならば、やはり町内、同じように、どこに住んでいても同じようにサービスを受けられる部分が必要なところは受けられるように是正をする、そういうシステムにしていく、これが仕事だと思いますし、そういう立場で町長はじめ行政が住民の理解を得るために働くのが行政の仕事だと思うんですね。庁舎の統合には、あれだけ岩滝の住民の方の思いを受けて、理解をしてもらうために、いろんな取り組みをされた、岩滝だけじゃなくて与謝野町全体ですけどもね、結果的には岩滝からの反対に対して、いろんな取り組みをされてきている。なぜ、この水道の問題での格差が生まれるという問題についての理解については、望んで理解していただくように取り組まれないのか、格差が生まれるような提案にするのか、このところが、もう一つよく理解できません。副町長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申しわけございません。長時間中断をいたしまして、確かに庁舎問題の場合は24区、その庁舎統合の必要性と申しますか、そういった説明にずっと回ってまいりました。今、この水道料金の値上げについて、住民に理解を得るための方策と申しますか、それについてのご質問ですけども、とりあえず来年4月からお願いしたいということで、今回、条例改正をお願いしております。庁舎問題のときのように各地域に回って町民の方の理解を得る取り組みは、特に行っておりません。今後、今回、議会のほうへ上程をさせていただいておりますので、今後、引き続き事あるごとに町民の方々には、今の水道の状況をお知らせしてご理解を得る努力をしなければならないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ちょっと意味が違うと思うんですが、時間がないので、次にいきます。

この水道料金の値上げ幅が、これが幅が大き過ぎるという、こういう問題です。25%を超えるという答弁がありました。これが試算、先ほどありましたように45年までの大変長いスパンで、期間で試算をされて、こういう内容、この値上げであれば将来、再び値上げを繰り返していくようなことにならないのではないかという答弁がありました。これも、先ほど言いました、その試算の中身を見ていると簡易水道の試算の結果と、先ほども答弁されましたが、簡易水道の試算だけで、そういう判断をされたというふうに伊藤議員への答弁では思いましたが、この試算の内容を見ても、そう思えるんですが、なぜ統合、29年から統合して45年までの間、かなり長い期間がある、その期間が統合の中での運営状況から、今回の提案をするということにならないのか、この点について課長、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。ただいまのご質問は、この財政計画について、簡易水道のみでやっており、それがなぜ上水道に統合した後の形として、ここに示されないのかということだろうと思いますが、先ほどから申し上げてますように、統合後の経営に関しまして、この簡易水道の元利償還金、公債費、これが大変大きな要因となっております。したがって、まず、この状況を把握したいということがございまして、あえて簡易水道の状況だけを、ここにはお示しておりますが、実は、このお配りしております資料の中に岩滝上水道現金預金という欄がございます。この部分が事細かに上水道の収支を書いているわけではございませんが、この現金預金の欄が上水道の姿を出しております、あわせた形でもって現金預金の統合後の姿を示させていただきます。

考え方としては、まず、第一に簡易水道の公債費、いわゆる借金の状況がどのようになっていくかということ、まず、見た上で、それが上水道と一緒に後々の経営をやっていく上で可能な状況が生まれるのかどうか、それが見たかったということでございます。

確かに、私のほうの説明はあくまでも簡易水道の公債費については簡易水道でみたいな申し上げ方をしておりますが、経営ということになりますと、それだけではいけないわけですね。当然、維持管理費、施設更新等が出てまいります。ところが、このシミュレーション上は維持管理費は上げておりますが、次期更新などについては一切上げておりません。したがって、この部分が平成45年までという長いスパンの中で耐用年数がくるものを、どんどんどんどん上げていきますと、とてつもない大きな金額になります。現実には耐用年数がきたから、必ず更新をしなければいけないというものでもないですし、実際、最近の技術というか、製品については耐用年数を大幅に伸ばせるというような状況が生まれておりますので、そうした部分について今ここで入ってしまうと、もう財政計画、成り立たなくなってしまうので、耐用年数がずっと先送りできるという前提の中でやっています。

ただ、そう言っても、ゼロというわけにはいきません。したがって、統合後の経営が、ある程度、施設更新も含めながら維持ができるという面においては、簡易水道の借金返しの料金改定だけではだめなわけですね。やはり上水と簡水の状況をあわせて、そのあわせた状況でもって統合後の施設の維持、あるいは更新が可能かどうかを見なければいけないということがございまして、その辺については、この現金預金の合計欄で私のほうで予測を立てさせていただいていると。ただ、あくまでも、先ほどから繰り返しますが、基本になるというか、この料金について大きく影響を及ぼしているのが、この簡易水道の借金ということがございましたので、あえて、それを皆さんに明らかにさせていただいて、今回の改定が、なぜ、簡易水道が先にいっちゃんのかという部分も、この状況を見ていただいた上で判断していただくために、あえて出させていただいたということがございますので、決して簡水だけを考えて、上水のこと、統合後の姿を見ていないということではないので、この辺のことについてはご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 国がですね、先ほどの消防の広域化と同じように、国の支出を減らしていきたいという思いで、簡易水道を上水に統合して補助をなくし交付税算入をなくすという、そういうこ

とでいえば強制的に求めてきた中での状態ですから、全く値上げなしに、今後ずっとやっていくということは不可能に近いということはわかるわけですね。しかし、今、説明されたことはわかるんですけども、しかし、国の法律でいわく、できるだけ安く水道料金は設定しなさいという、これに基づいて国も、今まではやってきたし、少なくとも、町もそういうふうに努力してきた。そういう意味では、これからも、その統合の問題についても、できるだけ値上げしないような努力の中で検討していただくということが求められていると思うんですね。

そういう意味では統合後、ほかの問題、確かに両方見てはおられますけども、統合後、そういう管理費がどうなる。人件費がどうなることを含めて、どういう上水の会計になるということが、もっとリアルにわかった中で提案するということが、私は、そういう意味では大事ではないかというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。確かに今おっしゃいますように、統合後の姿というのが、もう少し詳細にわかってからということがございます。ただ、その状況を待っておりますと、どんどんどんどん赤字といたしますか、経営の苦しい状況が累積して、どんどん悪くなってしまおうと、したがって、今回、ある意味では私も、自分ながら思いますが、こんな先のお話を見据えてなんていうのは、ちょっとナンセンスな部分も多く含まれてくると、あくまでもシミュレーションであり、不確定要素が多過ぎるという状況ではございますが、その形が見える状況を待っていたのでは、より負担が大きくなるようなことになりかねないということがございましたので、あえて不確定を承知で、このような状況というか、シミュレーションをさせていただきます。

とにかく私のほうとしては、できるだけ早く手を打つことによって将来にわたる大きな負担が、できるだけ押しなべた形で抑えられるようにというように思いで計画を立てさせていただいておりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 時間がきましたので、1回目の質問は終わらせていただきます。

議 長（赤松孝一） ここで休憩を、11時5分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時05分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、水道料金改定について、若干質問をさせていただきます。

これは先日の全員協議会でも少し質問をさせていただきましたけれども、シミュレーションが45年まで数字が出ておりますので、こういったものを中心にしながら若干質疑をさせていただきたいなというふうに思います。

ご承知のように企業会計というのは、一般会計、特別会計とは違って、いうならば一般会計、特別会計が現金の出し入れ、これを中心といいますか、現金主義ですね、現金の出し入れで収支が決まってくると、それに比べて地方公営企業というのは、発生主義をとっておるということで、現金も、それは大変重要な問題ですけども、現金の伴わない、いわゆる物事の移動だとか増

減によって決まってくるわけなので、ここら辺が発生主義で、いわゆる決算中心主義の会計になっておると思います。そこら辺の頭の切りかえをしていかないとですね、水道会計というのはなかなか難しいというふうに思っております。

このシミュレーションを見ますと、そういったシミュレーションが全く出されてないと、現金を中心に物事が考えられておるというふうに私は思っております。なるほど現金も大事でございます、ということは、やはり一般会計でいうと公債費、企業会計でいうと企業債の返還金、これは大事でございますので、現金がなかったら、これは破綻しますので、もちろん大事です。しかし、収支面からいきますとですね、いわゆる収益的収支と資本的収支が分かれておるわけです。ですから、収益的収支には、これは関係ないわけです、この償還金の返還は、関係があるのはやっぱり現金のほうと関係があるわけなので、ですから、企業会計としての統合後の姿を出していただかないと、我々としては判断のしようがない。そう思いませんか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。ただいまご指摘がございましたように、企業会計ということに、上水に統合した後なるわけでございますから、おっしゃいますように収益的収支、資本的収支、そういった形でものを見るべきであろうというふうに思います。そういうこととなりますと、今の岩滝の上水とあわせた形で、それぞれ収益的収支、資本的収支がどうなるかということになるかと思いますが、あえてここでは出ささせていただいておりません。先ほどから申し上げておりますように、簡易水道の償還金がどのような推移をするかが大きく左右してくるという問題がございます。しかしながら、今、ご指摘のあった部分について若干触れさせていただきまますと、現在の岩滝地域でお世話になっております上水道については、平成29年度、1,900円という形で料金改定をいたしますと、その時点から収益的収支については黒字になります。それまでは赤字を続けますが、平成29年度以降は料金改定によりまして、黒字になるという状況でございます。

それから、簡易水道が統合した後どうなるかという部分につきましては、議案資料の22ページをお開きいただきたいと思っております。このページにケース4、今回、ご提案を申し上げている場合の財政シミュレーションをおつけてしておりますが、平成29年度、これを、仮ではございますが、あえて企業会計に置きかえたということでちょっとご説明を申し上げます。

まず、収益的収支でございますが、収入につきましては使用料ということになりますので、この29年度の欄を見ていただきますと使用料3億7,900万円という形になります。対して支出でございますが、支出については一般管理費、あるいは維持管理費という形になります。さらには、ここでは企業債ということになりますが、企業債の支払利息ということになります。一般管理費、維持管理費は、歳出の欄の上段2段を見ていただきますと5,500万円、1億1,000万円ということでございますので、合わせまして1億6,500万円、それから、支払利息については、ちょっとここではわかりませんので、公債費の3億8,100万円、これを単純に半分ずつ、利息と元金を、それぞれ半分ずつという見方をさせていただきます。そうしますと1億9,000万円ということになります。収入の使用料に対して支出が今の時点で3億5,500万円でございますので、引き算をしますと二千何百万円が浮いてくるという形になります。ここで、企業会計ですので別に減価償却費というものが生まれてまいります。減価償却

費につきましては、試算調査をしておりませんので、明らかではございませんが、ざっと対象試算を70億円というふうに見ております。その中で雰囲気として3億円ぐらいにはなるだろうと思っております。

したがって、減価償却分が3億円ございますと、先ほど収入、支出の引き算で二千何百万円が浮いてまいりますが、3億円から引いたところの大体2億8,000万円近くが赤字になってしまうということです。対して、資本的収支でございますが、資本的収支の収入については加入金ということでございまして、歳入の欄の3段目に加入金130万円が計上してあります。支出については償還金、いわゆる元金になりますので、先ほど2分の1いたしました1億9,000万円という形になります。

減価償却費に一部回っておりますので、大体、資本的収支で赤字になりますのが1億6,500万円ほどになると思います。これを何らかの形で補填をしなければならないということでございます。その補填というのが、減価償却で積み上げた内部留保資金とか、いろいろな形になるわけですが、結果としては現金預金から差し引きをせざるを得ないということになります。

したがって、この資料でいいますと29年度の真ん中の欄に単年度積立金がマイナス6,200万円ほどというふうになっておりますのが、この部分が現金預金に影響してしまう部分ということになります。というようなことで、若干ちょっと無理があるかもわかりませんが、上水は料金改定をすれば黒字になる、簡水については、赤字の収益的収支については2億8,000万円ほどという形になるということです。実際にはくっつけて考えますので、そうはなりません、個別の事業でいうと、そういう形になってしまうということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） なる説明がありましたけど、29年度の簡水だけのものをもって上水にした場合の、企業会計にした場合の姿として、ここに示したんだというて言われておりますけれども、これではわからないと、私、何遍も言うとするんです。いわゆる収益的収支と、それから資本的収支はですね、企業会計の中においては分けなさいということになっておるんですよ、ご存知ですか。吉田課長はベテランですから、それは全てわかっておると思いますけども、分けなさいということになっておるわけです。ですから、当然、このシミュレーションも分けて出していただかないと、しかも29年度統合後の、それとあわせて、岩滝上水とあわせた姿をここに示していただかないとわからんわけです。29年度に岩滝上水も値上げするというておっしゃっておるんですね。そうでしょう。その辺はどこにもこれ書いてないんですけども。

ですから、これは上水も関係あるわけなんです。簡水だけの問題じゃないわけです。ですから、そこら辺に、これを見せて町民の方はわかりますか。地方自治法21条の第2項で料金については、公正で適当なものでなければならない、かつ能率的な経営のもとにおいて、適正な原価を基礎としなるとるわけです。これ原価計算されておりますか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、原価計算をされているかというご質問でございました。これにつきましては、議案資料の15ページからの総括原価方式の算定をお示ししておりますが、この部分になろうかと思えます。総括原価ということにつきましては、給水原価とは違ひまして、水道料金算定に伴う考え方としまして、統括原価は営業費用、いわゆる一般管理費、

維持管理費、あるいは減価償却費という形にしております。本来ですと、ここに支払利息が入るわけですが、総括原価の考え方としては、支払利息をあえて資本費のほうに回しているというような形でございます。それに資本費用、いわゆる支払利息と資産維持費を足した形で、これらをあわせた総括原価を水道料金でもって回収する、いわゆるこれが等しい、総括原価イコール使用料となれば適正な料金という形で生まれてくるということでございます。

したがいまして、これはあくまでも現時点での総括原価ということになりますが、簡水、上水を合わせますと大体6億7,000万円、これは資料の16ページの下のほうに書いてございますが、総括原価は大体6億7,000万円ぐらいになるであろうというふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、お尋ねしますけども、統合後の上水の給水原価と、それから配水原価は幾らですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。申しわけございませんが、その計算までは至っておりません。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 少なくとも26.6%の値上げを町民の皆さんにお願いをせんわけなんです。

これは全町民にお願いせんわけなんで、少なくとも原価計算で、こういうことになりますので理解してくださいというぐらいのことぐらいは、やっぱり示していただかないと、それは理解せえというほうが、ちょっと無理な人と違いますか。私はそういうふうに思っております。

ですから、やっぱりこの資料を見させていただく限りでは、非常に、この資料だけでは、私は無理があると、もう少しやっぱり丁寧に詳しく、やはり示していただかないと、そして適正な料金を設定していただかないと、私はこれいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、ちょっと細かいことをちょっと聞くようですけども、これも一応、全て原価に関係してくるわけですけども、一般会計が繰り入れされとるんですね、ずっと。企業会計は独立の採算性の原則がありますので、一般会計からの繰り入れはできないことになっておる。できるのは災害復旧、その他特別の理由がある場合は補助しますという規定があります。公営企業法に、だけど一般会計からは繰り入れはできないということになっているんですけど、この方針の中では公債費の4分の1を入れるんだと、この根拠はなんでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず、公債費の4分の1の根拠でございますが、今のほうから一応の示しがある分について、交付税が、統合後どうなるかということがございます。その部分につきまして、現在、確認ができているところでは、交付税には計算方法が二つあるわけですが、そのうちの一つ、簡易水道の給水人口による交付税分、それともう一つは公債費に係る交付税分、この公債費に係る交付税分というのが公債費の4分の1相当ということになっておりますので、これについては簡易水道が上水道へ統合しても、簡易水道のときに起こした起債については、引き続き交付税措置を続けますというようなお話を聞いておりますので、その額を、そこに計上させていただいております。

なお、今、ご指摘がございましたように、会計上、上水道会計、いわゆる企業会計へ繰入金という形が認められていないということでございますが、これにつきましては、その都度、単項議

決というか、この部分についての議決をいただければ、それについては可能であるというふうに思っておりますし、今後、公営企業の、いわゆる簡易水道が統合していくわけですから、その考え方についても具体的な例が示されていくだろうと思っております。

仮に示されなくても、その都度、これだけのお金を公債費の4分の1相当ですよという意味で、議案として上程させていただいて、議決が得られれば繰り入れは可能であるということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今の説明では、その都度、その都度、議決があれば可能であるというふうに言われたので、それなら結構なことだというふうに思いますけども、私は4分の1というのがわからなかった。簡易水道のときの、いわゆる地方債の、いわゆる交付税に繰り入れられる分、その分を全て入れるというふうなことなら、私もある程度理解はしたんだけど、4分の1というのが、いかにもばくつとした数字であったということと。それから、一般会計と企業会計の違いということで、ちょっとこのシミュレーションでは理解ができなかったということで質問させていただきました。

それから、この中のシミュレーションの中でおかしいなというふうに私が理解できないのは繰越金です。企業会計では基本的には繰越金は発生しないわけなんですけど、この繰越金というのは何でしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。繰越金につきましては、その前年度における予備費という形で200万円を仮定して上げさせていただいております。

今おっしゃいますように、企業会計では、そういった形で上がってこないとは思いますが、この資料上は今現在の特別会計方式を、そのままシミュレーションとしてお示しをさせていただいておりますので、現実とはちょっとそぐわないという部分がございますが、そういった意味でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） やっぱり資料を出していただくときには、正しいものを出していただかんと、我々わからんわけですよ。説明してもらえれば、ああそういうことが入っておるんかということになりますけども、この29年度からは水道事業になっておるわけですね。ということは、やっぱり企業会計になるわけなんで、企業会計になったら、こんな繰越金なんていうのは発生しないわけなんです。その年の、その年度に発生したものについては、その年度に計上しなさいということで、翌年度に繰り越すことはあり得ないわけなんです。やっぱりこういう資料の出し方というのは、私はいかがなものかなと。

先ほどから、いろいろと質問をさせていただいておりますけれども、やはり今回の、このシミュレーション、これは少し、もう少し精査していただかんと、私は理解ができないというふうに思っております。そういう意味で、再度この辺については検討していただかないと、我々は、この議案に賛成ができないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、それから一つ聞かせていただきたいんですが、この答申書には、岩滝の上水についての値上げは一切触れられていない。この水道料金の審議会において、その辺のことは十分論議さ

れたのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。審議会において、岩滝上水道の料金値上げについて触れられたかどうかについてですが、これについては、この今、見ていただいております算定資料でもってご審議をいただいている中で、しょっぱなというんか、基本的な考え方として簡易水道については来年の4月から、それから岩滝の上水道については、平成29年4月から同じ料金でお世話になることを前提にご審議を願いますというようなことでお伝えしておりますし、本議会におきましても町長が提案説明を申し上げました際に、岩滝上水道の料金については、平成29年4月からお世話になるということを申し上げております。その辺でご理解をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） もう一つ最後に、もう時間ありませんので。このシミュレーションでいきますと45年という長いスパンで出されております。総合計画でも大体、普通10年です、10年。それで5年、3年ぐらいのローリング方式で決めていくわけですから、私は、こんな45年までする必要ないと、10年ぐらいの中できちっとした数値を出していただきたい、改めて出してくださいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 最後のお言葉に対してでございますが、平成45年までの長いスパンをとらせていただきました最大の理由といたしましては、先ほどから申し上げております簡易水道の償還金がどのような状況になるかを知りたいがゆえでございます。

いわゆる公債費がずっと高いままですと、その先が見えてこないということがございます。やはり一定、どの辺で現在の、いわゆる料金改定をお世話になる使用料でもってやっていけば、この償還金がおさまってくるかといいますか、安定してくるかという部分を見たいがゆえに、その傾向が出るまでやり続けたという結果が平成45年までだったということでございます。その辺につきましては、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 答弁をもらったんで、もうすぐ失礼しますけども。

償還金と現金との関係はわかりました、わかりました。だけど、肝心の企業としての収益が全くわかってないんです、このシミュレーションの中では。だから、その企業としての収益のシミュレーションを出してくださいと、私は何遍も申し上げておる。そのことについて、いわゆる資産償却金ですか、償却金がわからないということなんですが、これはやっぱり計算すればある程度のばくったことはできるわけですから、わかるわけですから。今、投資しておる金額わかるでしょう。それから、わからないというのは管ですか、この布設管ですか、そこら辺がわからないかというて言われておるんですけども、やっぱりそこら辺はきちっとやっぱり水道課としては把握ができるといふふうに思うんですよ。できたら、そのできた時点で私は再度、この問題について検討をしていただくほうが、私はいいいんではないかというふうに思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 以上で、糸井議員の持ち時間は終わりました。ゼロです。

ほかに質疑ございますか。

3番、有吉議員。

- 3 番（有吉 正） 糸井議員が大変詳細に、特に岩滝の企業会計のことはお詳しいですから、聞かれますして、私も、なるほどなという思いはたくさん持っておりますが、私はちょっと、もっと基本的なことをちょっとお伺いしたいと思います。

基本料金改定後の、二つあるわけですが、8リ्यूベ以下と、それから8リ्यूベを超えて10リ्यूベまで、これが基本料金が二つに分かれております。この中で8リ्यूベまで、これについては値上げ率というのが非常に低く抑えてあるというふうに、それぞれ管ごとにも、それぞれ低く抑えてあるわけなんです、この中で13ミリ、これ一般家庭だろうと思うんですが、この8リ्यूベまでにした場合に、どれぐらいの方々が、これに当てはまるのであろうかということをお伺いしたい。これに多くの方が当てはまるのであれば値上げ率は低いというふうに思うわけですが、その点をお伺いしたいのと。

それから、管が大きくなっても75ミリというたら相当大きいわけなんです、2,750円から2,850円ということなんです、これに当てはまるようなところはあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 有吉議員のご質問にお答えいたします。まず、8リ्यूベまでの該当が、どれだけあるかということについてですが、議案資料の19ページを見ていただけますか。

私どものほうが今、ご提案申し上げておりますのは、ケース4でございます。一番下の表になりますが、この表の中で使用対象数量ということで5リ्यूベ以下、6、7、8とお示しをしておりますところの、ちょっと右のほうへいっていただきますと件数というのがございます。これの8トンまで、8リ्यूベまでを全部足し上げますと2万3,503となりますが、これは1年間の延べ数値になりますので、これを。

はい、すみません。構成比につきましては、この今の申し上げました件数の右横に、それぞれ書いてございまして、一番上から19.5%、2.68%、2.74%、2.78%となりまして、全体で27.7%が8トンまでに該当してくるということになります。それから、75ミリにつきましては、よほどの事業体でないと、そういったケースは生まれてきませんが、町内には、今現在ないわけではなくて、何件かはちょっとわかりませんが、例えば日本冶金さんとか、そういうところであればそういった数量が該当していきます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

- 3 番（有吉 正） 資料もなかなか、説明を聞いただけではわからなくて、ちょっとダブっておるところがあったらこらえていただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと消費税のことをお伺いしたいと思うんですが、それこそ今回、消費税が5%が、将来的に8%、10%になる可能性が高い、法律は通ったわけでございます。そういった点と、今は、これ内税になっておるといふふうに思います。そこら辺もあわせて試算はされておるといふのかどうか、要するに消費税が上がった場合には、たくさん納めなければいけないんじゃないかというふうに思うわけなんです、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ただいま議員のほうからおっしゃられましたように、現在の水道料金、それからご提案申し上げております改定後の水道料金につきましては、全て消費税は内税にしております。したがって、今後、消費税が変わることによって、どのような扱いになるかについては、実際のところ、与謝野町内でも水道料金にだけではなくて、下水道使用料だとか、住宅使用料だとか、いろんな部分に消費税がかかわってきております。その消費税が変わることが明らかになった時点で、全てになるか、ちょっと今後の検討になろうかと思いますが、外税方式に、改めて条例改正をお世話にならないでいこうというふうに思っております。

消費税、今、ご紹介ありましたように5%が8%、10%というふうになる可能性があるわけですが、現実、この消費税の率というのは、収入、支出に物すごく大きく影響いたしますので、それを内税方式のまま抱え込んでしまうというのは非常に難しい、経営が難しくなってくるということがございます。

ただ、その時点では外税でお世話になりたいというふうを考えておりますので、現、この資料の段階で8%がどうか、10%がどうかということについてはまだ検討はいたしておりません。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ2年前ですか、やっと水道料金が合併して、4年で一緒になって、また今回、上がると、それからまた、消費税によっては外税になると、また上がるわけでございまして、多く、今まで質問をされた議員も、そういう今のデフレの時代に値上げというのが、非常に生活に直結するというふうなことになるので、それこそ、これからもまた、議員の質問があると思いますが、慎重に、これはやっていかなければ、糸井議員じゃないですけども、もったいなくした見通しの、町民に理解が求められる、あれがしていただきたいなというふうに思うわけなんです。

それともう1点だけ、先ほど聞いて、資料を見てちょっとわからないんですが、8リューベまでの中に、13ミリから75ミリあるわけなんですけども、これはどの辺の、ちょっと先ほどのご答弁ではちょっとわからなかったところがあるんですけども、8リューベまでというのは、13ミリ以外にも大分あるというふうに理解したらいいんですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今おっしゃいますように、私どもとしては、基本的には8リューベの設定については、一般家庭を意識しておりますので、75ミリだとか40ミリだというような水量に対しては、そういった水量でやられておられる事業者というのはないというふうに判断をしております。

ただ、一般家庭と申しましても、いわゆるお家を建てられた状態、あるいは既に建っておるお家を借りられておるとかいう場合もございまして、その場合に全てが13ミリということが確定しません。一時は、例えば下水道を接続すると水を使うことが多くなるからというようなことで20ミリ、あるいは25ミリを一般家庭に引き込まれておられる方もございます。そういった意味におきましては、13ミリだけに固定をしないほうがいいんじゃないかというようなことで、そういう枠にさせていただいているということでございます。

3 番（有吉 正） 質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） 今回の議案については、たくさん資料もいただいております。見切れないほどの資料です。全協もこなしていただいて、おぼろげながらわかってきたというのが、私の今の思いです。

たくさんの方から質問が出ました。難しい表現や、難しい言葉や、数字の話も出ました。私は少し、テレビをごらんの皆さんにもわかりやすく質問ができたかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

まず今回、答申書が出ました。その中で2点、3点ほど指摘をされています。まず、1点目は、一般会計の繰り出しは十分とは言えず、段階的な料金改定も行わずして、いきなり20%を超える料金改定に不満が残ると、不満を言っておられます。

2点目は、今回の料金改定は28年統合時に統一料金にするために先駆け、簡水の料金改定、平成22年に町内統一料金になったのに、また格差が出る。残念に思うと、こういう言い回しをしておられます。

もう一つ言えば、格差分を公費で負担しても、統一を図るべきと、ここまでおっしゃってます。しかし、そのくだりの最後で、脆弱な町の財政状況を考えれば仕方がないと、こういうふうに締めくくってあるんですね。

この脆弱な町の財政、何を指して脆弱と言うのか、あるいは審議会の委員の皆さんに町の財政の説明をどのようにされたのか、ここも一つの大きなポイントになるのではないかなというふうに思っております。この審議会での委員さんへの説明、財政の説明をどのようにされたんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 今田議員のご質問にお答えいたします。審議会の中で、いわゆる一般会計のほうの財政の脆弱さというのをどういうふうな形で説明をしたのかということだったと思います。

正直申し上げまして、私のほうとしましては、この計画を進めるに当たりまして、事前に、先ほども申し上げましたように、理事者、財政を含め何度か話し合いをし、検討をしてみました。その中で、いわゆるここにも、答申書にも書いていただいておりますが、一般会計の繰り出しは努力はされているものの十分とは言えずというような文言もございます。これはもう、いわゆる過去からの全てに対してのことを意味しておられるというふうに思いますが、こういう状況が続いていること自体が財政上、厳しいから出せないんだというふうな考えだということで、私のほうは説明をさせていただいております。具体的な中身については、私のほうではわかりませんので、いわゆる財政サイド、あるいは理事者のほうから、これ以上は出せないから、この方法でやってほしいという結論に基づいておりますので、審議会の中でも、それ以上、詳しい説明についてはさせていただいておりません。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） もうこれ以上、出せないから、あるいは財政担当から無理だと言われているからと、これで十分な説明になったのでしょうか。

ここに表現があります、今、申し上げた脆弱な町の財政を考えればと、その出せない、あるいは財政が難しいと言ってることが脆弱な町の財政なんですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 審議会のほうで、どの程度までご説明をできたかは、十分、私、承知をいたしていませんけれども、当町が抱えます財政事情の厳しい状況というものを改めてご説明をさせていただいて、ぜひご理解が賜りたいというふうに思っております。

ご承知のように、まず、本年度の財政の状況を例に出させていただきますと、現在、予算におきましては、財政調整基金を2億2,600万円取り崩す形で予算の組み立てをさせていただいております。

これにつきましては、何とか、この取り崩しは解消したいというふうに考えておりますので、それを前提に考えますと、今回の9月補正予算後の収支のバランス的に申し上げますと、留保をさせていただいております額は約1億3,600万円程度と見込んでおります。これ、今、繰り返になりますけれども、基金の繰入れを解消した後の額ということでございます。それだけの留保は持っておるわけですが、毎年12月以降の補正予算で約1億円の財政支出が見込まれますので、それを考えなければなりません。

また、台風、あるいは除雪、こういった特殊事情も予想されるところでございます。そうしますと1億3,600万円余りの留保を持っておりますけれども、後の今年度内の財政支出が1億円あるとしましたら、3,600万円余りの留保しかないというような状況になってございます。このような中で、水道会計のほうに、できるだけ財政支出を行って支援をしていきたいという気持ちは持っておりますけれども、一般会計そのものの単年度のやりくりが、今、申し上げましたような状況の中でございますので、なかなか難しいというのがございます。こういった状況は25年度以降も続くだろうというふうに思っておりますので、大変申しわけないんですけども、一般会計のやりくり上も、なかなか水道への財政支出が、今、申し上げております以上のことができないということでございます。

それから、今後の財政見通しから申し上げますと、これは議員さん方にも何度となくご説明させていただいておりますけれども、平成28年度から段階的に合併後の交付税の、合併算定がえが削減、縮減をされて、平成33年度からは一本算定となるということでございますが、これらを考え、また、来年度以降の収支のバランスを考えてみますと、毎年のように財政調整基金、あるいは減債基金から取り崩しを行わない限り、やりくりができないという見通しをお示しをさせていただいております。

そういうやりくりをしていきまして、平成33年、一本算定になった時点で財政調整基金なり減債基金が底をつくというような収支見通しになってございますので、一般会計そのものの今後の財政が非常に厳しいということが言えようかと思えます。財政サイドとしましては、一般会計への基金への積み立てをできるだけ急いでしていかなければならないところ、現状としては取り崩しを解消するのが精いっぱいというような状況でございますので、大変、住民の皆さんにはご負担をおかけするわけですが、これ以上の水道、簡易水道特別会計への支援というのがなかなか難しいということを、ぜひ、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 私も議会に席を置かせていただいておりますので、今の話は何度となく財政課長から聞いてます。そういう財政の今の現状、状況というのは私なりにわかっているつもりです、そ

の交付税算定が一本化されるということも含めて、非常に厳しい財政状況になるということにはわかっているつもりです。しかし、ここに脆弱な町の財政状況と書いてあるのに、吉田課長は厳しいから、お金がないからと、説明だけしかしなかったと、せめて今ぐらいの説明をして、そして、いろんな皆さんの意見を聞き、議論をし、その中で委員さんも町の財政というのは厳しいんだなと、もうお金がないんだなということの認識の中から、脆弱な財政という言葉は出てくるんじゃないですか。そのお金がない、財政が出せないだけの説明で終わられたということですが、議論はあったんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。審議会の中での大きな議論といたしましては、過去からも含めまして一般会計からの繰り出しの部分が不十分である、それについて、結果として、このような状況を招いたということにつきましては、強いご指摘を受けました。

ただ、この審議に当たって、私のほうとしましては、いわゆる一般会計の繰り出しが、これ以上望めない状況であるということで、今、ご指摘を受けましたが、そういった条件のもとで審議をしていただいております。ただ、審議会のほうといたしましては、やはり答申書に書いていただいておりますように、格差是正分については、公費負担であるべきだということについては、きっちり明記をしたいということでございました。

したがって、厳しいだけの話で大変申しわけはなかったわけですが、審議の段階で、いわゆるこれ以上の公費負担が望めない条件から審議をお願いしたような形になっておりますことは、ご理解がいただきたいなと思います。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） なかなか、今の吉田課長の答弁では、理解してくれということなんですが、理解しがたいです。

今、25年4月から値上げをしようということで、今、議案が提案されています。仮に、仮の話です。これを値上げをせずに、例えば28年、29年から上水に統合されます。そこまで4年間、5年間、値上げをせずにおくとしたら、今の、その水道の財政シミュレーションの状況をつくろうと思えば、一般会計からの投入というのは幾ら要るんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。議案資料の22ページに、今回、ご提案をさせていただいております、財政シミュレーションをおつけしておるわけですが、平成25年から使用料の欄が、対24年度に対して上がっております。ただ、24年度につきましては、これは新年度予算の数字を入れさせていただいておりますので、後のほうに、資料の26ページに値上げをしなかった場合のシミュレーションもおつけしております。

値上げをしなかった場合の各25年度からの料金収入の予測、それから今回、料金改定をお世話になった場合の料金の収入の予測が22ページに書いてあるわけですが、この差額が大体、毎年7,000万円程度となっております、あくまでも平成29年度に1,900円の料金改定をすることを前提にした場合には、この29年度までの4年間の分、要するに7,000万円掛ける4年間ということになりますので、2億8,000万円の額が足りないといえますか、何らかの形で補填をしていかなければいけないということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 朝からずっと、それぞれの議員が質問をされました。値上げ幅が大き過ぎるとか、格差が出るとか、そういう話がありました。いわゆる格差を是正しようと思えば、この公費を投入してでも、28年度まで持ちこたえると、そして、そこで上水と一緒に値上げをしていくと、こういう選択肢というのはいないんですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、申し上げられましたように、平成28年度までは今のままいって、29年度で同時に料金改定をさせていただこうという形をとろうとしますと、今の申し上げた2億8,000万円ほどを何らかの形で補填しなければいけないということになるわけです。

これにつきましては、今回の計画に当たります事前の打ち合わせの中で、そういったことも含めて公費負担で何とかお願いできないかということをお願いしてまいりましたが、結論として、それができないという状況ということになりましたので、やむを得ず、このような形とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 水道料金の今、値上げが提案されています。国保は毎年上がります。介護保険料も上がります。そして年金は下がっているんですね。ますます圧縮度が大きくなって、非常に町民の皆さんに負担がかかると、こういう状況は目に見えているというふうに思うんですね。

今、7,000万円の毎年の一般会計の投入ができないということですが、一つは政治判断、政治が判断する、町長が判断する、これだけ格差を生む二重料金になるんだとしたら、そこまで何とか7,000万円投入して、持ちこたえようということだって、私は政治判断でできるんじゃないかというふうに思うんですが、副町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私がお答えするには適当ではないと思います。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） そしたら、町長不在です。副町長は私の答弁の範疇を越えてるというお話ですが、このことについて、町長と協議されたことはありますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど、水道課長がお答えしましたように、この問題、何回となく理事者と、それから水道課、企画財政課も入って協議を行っております。その中では今、議員がおっしゃいましたような選択肢も、議論の俎上には、たしか上がったと思います。詳しいやりとりは覚えておりませんが7,000万円、単年度で7,000万円という大きな数字でありますので、協議の結果、非常に難しいという結論になったというふうに理解をいたしております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） その7,000万円というお金は確かに大金です。しかし、それを町民で割ったら一人どれぐらいになるか、計算してませんのでわかりません。

やっぱりそれぐらいの、いわゆる判断というのは要るんじゃないかなというふうに思ってます。この京都府の全体の水道料金の一覧表を見せていただいておりますけれども、ここでも簡水と上

水と、一つの町にある自治体はあるんですね。だけど、これを見てもみますと、基本料金は確かに違います。亀岡は上水945円、簡水1,575円ですね、南丹1,410円と1,610円、福知山も綾部も、この四つの市が違うんですね。しかし、その水道料、料金全体では、そう差が出てません。183円です、一番少ないところが、上水と簡水の料金を払うお金です。南丹が一番多いんです、480円です、一番多いところでも、うちは幾らかといえど25リユーベ、これが平均的な試算だということなんです、これで1,000円という大きな、その料金格差が出ています。これは余りにも大き過ぎる。もっと私は縮小すべきだというふうに思っています。

今の京都府の全体の状況を鑑みて、うちの状況というのは突出しているというふうに思っています。そこは吉田課長、どのようにお考えですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、資料におつけてしておりますのは24年4月現在ということで、京都府下の各自治体における上水、簡水、それぞれの料金をお示しをさせていただいておるわけですが、現実の話として、やはり28年度の統合に向けて、各自治体とも料金をどうしていくかということについては、それぞれの形の中で操作をされています。また、計画も持っておられます。

ただ、一概に言えないのが、各自治体の、その水道の状況というのがいろいろございまして、例えば上水道が、その町のほとんどを占めている中に、わずかに簡水が含まれる場合だとか、それから、それぞれ上水といえども、どのような経営状態にあるかとか、そういったことも全部関連してまいります。

悲しいかな与謝野町の場合は、ご指摘のあるように経営状態があまりよくない簡易水道が、上水道の給水人口だけで申し上げても3倍ぐらい違いが出てしまっているというようなことから、どうしても、それを平均化しようとしみますと、悪いほうへ傾いてしまうというような、特殊ともいえる事情がございまして、したがって、確かに府下だけを見比べていきますと、突出して状況が悪いわけがございまして、これも、いわゆる経営状況、きょうまでの形というものがそういう形としてあらわれてしまうということがございまして、よその自治体に足並みをそろえようということができればいいんですが、できないというのが実態でございまして。

大変申しわけないんですが、そういったことで状況がよくないということについては、もう認めざるを得ないということがございまして。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） もう1分になりましたけれども、糸井議員からも出ました算定期間、シミュレーションが長過ぎると、20年という非常に、とてつもない期間のシミュレーションがしてあります。おおむね普通は5年から7年と、この資料にも書いてあります。私も、それぐらいで試算するのがいいというふうに思っています。

今、政治の状況、国の状況を見ておきますと、非常にどこにどうなるかわからん。道州制が議論されたり、地域主権だとか、一括交付金だとか、あるいは地方交付税や、それから国庫支出金の廃止までも声高らかに叫ばれる政党もあります。今後、どう変わるかわからない中で、もっと短いスパンでやっていただきたい。終わります。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えをさせていただきます。短いスパンで、いわゆる現実的な数値を出すべきだということであるのは、よく理解しております。

ただ、今ご指摘がございますように、これから将来にわたって、あらゆる制度がいい方向に向かうのであればいいんですが、どれをとってもあまりいいとは言えない状況が想定できるわけです。そういった状況の中で水道事業における環境につきましても、決してよくなるまいだろうということが考えられます。よくなればなったでいいんですが、ならなかった場合に、それをそのまま、そのときの状況で改正をするということになりますと、とてつもないことが起こる可能性が出てくるということがございます。

したがって、そういった悪い状況に陥ったとしても、何とか経営がやっつけていけるであろう数字というものを長いスパンで見ることによって出させていただいたということでございますので、そのことにつきましては、どうぞご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） それでは、ここでお昼の休憩に入りますが、13時15分より議会運営委員会を開会いたします。

したがって、13時45分、本会議を再開しますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

（休憩 午後12時12分）

（再開 午後 1時45分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

質疑はございますか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 1点だけお尋ねしたいと思います。午前中、たくさんの議員の皆さんから、このたびの水道料の、簡水の値上げについてのいろんな質疑もございましたし、それから、課長のご答弁も、正直なお話を承りまして、非常に私もよく事情もわかってまいりました。

先ほど、今田議員の質問の中にも、この審議会の答申のご質問ございまして、私もこれちょっと気になっておりまして、本当に町民の皆さん方に、やはり20数%の値上げアップを要求していかざるを得ないというような中で、行政側が今のまんまで、このまんまで町民の方々に負担をお願いするというような形のままで進まれるのか。

あるいは、いわゆる経常経費もここまで圧縮する方針でおるとか、そういう、やはり身を切る痛みをお互いにとって、その上に、そういう受益者にも一つ負担をお願いしたいというような訴え方がないと、なかなかこういう厳しい経済状況の中で、この水道会計が、簡水の会計が財政上いかないというようなことでは、なかなか理解が得がたいんじゃないかと、このように私は思っておりますけども、この件につきまして、副町長、きょうは町長、ご欠席でございますけども、いわゆる一般会計からの繰入金も非常に厳しい環境下にあるという中であって、本当に町の財政をごらんになられて、本当にそういうことを、町民に負担をお願いするということから、いわゆる理事者側も、ここまでこちらのほうも、こういう面で経常経費の、この部分を何とかカットしていきたいとかいう、そういう努力というものもあわせて私は必要じゃないかと、このように思っておりますが、この件につきましてのお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、この間、担当課長を交えて、それから企画財政課長も交えて、何回となく町長とも協議をいたしました。今、議員がおっしゃいましたように、町民の方にとりましては、非常に大幅な値上げであります。これ以外の、町が願います公共料金につきましても、値上げをお願いしているものがあります。当然のことながら、日常的な経常経費の節約といいますか、削減はもとより、一人町民の方にのみ負担を強いるのではなくて、当然、内部の努力は頑張っただけで進めていかなければならないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） あまり具体的なことは申し上げたくないんですが、せんだっての6月議会でも途中となかだつたんですが、一般質問でちょっと申し上げたことありますけども、宮津市の状況なんかでも人件費もカットをなさっておられて、10年近うなつてこられるということをお聞きしとるんですが、町長答弁は宮津市とは別だということをおっしゃっておられましたけども、本当に言いにくいことですが、やはりそういう町民の声もかなりやはり厳しいものもございまして、そういうこともあわせて、やはり行政側も一つ取り組み方を検討していただくことが非常に大事じゃないかと、このように思っております。

もう一度、副町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 町全体の財政を考えた場合には、午前中もありましたように、合併7年目を迎えて、交付税の縮減が目の前に迫っております。

それから、水道料金に關しまして申し上げますと、有収水量が年々落ち込んでおるといふ非常に厳しい状況もございまして、今回の値上げの検討に当たりましては、そういった状況も総合的に勘案いたしまして、町としまして、町民の皆さんに、このように多額のご負担をお願いするのは非常に苦渋の選択ではありましたが、総合的に考えて、お願いをしたいということとしたものであります。

先ほど申し上げましたように、いろんな経費削減、合理化に努めてまいりたいと思えますし、28年度、29年4月からの統合に向けて、さまざまな努力はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） なかなか期待するお答えをいただくまでに至っておりませんが、非常に水道料が、本当に今までの議員も、本当に何遍も意見を申し上げておられましたけども、非常に生活のいろはのいの一番肝心の、ただというわけにはいきませんが、部門でございまして。そういうものが、いわゆるやむを得ないと言いつつ、値上げをせざるを得ないという、非常にせっぱ詰まった担当課長の、こうした今回の提案という形のもとで、本当に町側も、やはり身を切る一つの決断というものをお示しをいただかないことには、これは町民の理解が得られないんじゃないかと、このように思っておりますので、それを申し上げまして質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議案第84号の水道の条例の一部改正について、少し質問させていただきたいと思います。

朝から、いろんな議員さんの質問を聞かせていただきました。私が一番思うのは、特に水道の施設整備について、合併以前から、どうしても、この財政の関係で、それぞれの町でも施設整備が遅々としてきとったという実態はあったと思います。それが合併以降ですね、特に急激にいろんな施設整備をしてきたように思っております。

私は議員になって2年少しなんで、あんまり最初の1期目のときの状況はよくわからないんですが、それでもいろいろと調べてみますと、かなり大きな投資を繰り返してきております。そういう状況の中で、財政的に豊かでもない、また、一般会計からの繰り入れもそう多くない中で、これだけの設備投資を続けてくれば、今回のような値上げの状況に至るということは、大体、想像できるんじゃないかなというふうに私は思っております。

そういう中で、これだけの20数%の引き上げということが出てきたわけですが、その中で課長に1、2点お伺いしたいんですが、前、産建の委員会におりましたときに、若干こういう話もお尋ねはしたんですが、一番気にしてますのが、地域の方々、個々にいろんな話は、私たちも聞かせてもらいますが、各区の区長さん方、それは3地区の区長さん方だったのか、それとも全体の区長会だったのか、そこら辺はちょっとあんまりよくわからないんですが、一応、区長さんにも説明してきたというようなこともあったように伺っております。そういう部分で、その区長さん方はどのようなことをおっしゃったかということについてお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 塩見議員のご質問にお答えいたします。きょうまでに区長さん方に、区長会なりを通じて説明をしたかにつきましては、実は加悦地域、野田川地域の区長会においては説明をさせていただいてはおります。

ただし、これにつきましては、あくまでも簡易水道料金の値上げを前提に検討に入るというような前段のお知らせをした程度でして、思いの部分は少しお話はさせていただきましたが、今、提案をさせていただいているような、具体的なものについてまではお示しをしておりません。しかも、とりあえずお知らせをすると、検討に入ることをお知らせをすることで終わらせていただいておりますので、区長さん方からご意見をいただくというようなことはしておりません。

したがって、この内容についてということになりますと、また改めてご説明はさせていただかなんということになります。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、どれだけの値上げになるかということはおき、一応、値上げを考えているという部分までは説明をしたということで、それについて特に区長さん方からは異論はなかったわけですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたように、あくまでも検討に入ることをお知らせをしたということですので、検討結果がどうなるか、そういったことまでは、当時の考え方としてはある程度お話しさせていただきましたが、それに対して異論を唱える、唱えんというような段階ではなかったもので、それぞれの区長さん、思いはお持ちだったかと思いま

すけども、そういった段階になかったことから、そのお話はお聞きしておりません。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 区長会の様子としてはわかりました。

それでは、14ページの条例改正の裏側ですね、ここに別表がありまして、どれだけ値上がりがするかという表が上に現在、下がどれだけになるということが書いてあるんですが、この表を見ますと、いわゆる使用の量が少ない部分ほど、値上げの率が高い。

例えば、基本料でいきますと、現在の料金から比べまして、8リューベを超え10リューベまでが1,900円、これは26.6%ですが、その次の20リューベを超え30リューベまでの基本料金は1,950円になります。これは25.8%ですか、計算をしてみると。そのように多く使えば使うほど、その料金の上がり量が少なくなる、それから超過料金についても一番上の段の10リューベを超えて20リューベまでは25%の値上げになりますが、数は少ないといえ50リューベを超えるというところにつきましては21%という、このようになります。

もともと、何でもですけど多く使うと大抵、安くなるのが普通だと思うんですが、なぜか水道料金は多く使うほど高くなるように基本的にはなっているようです。その中で多く使うほど、今回は値上げの幅が少なくなっている、これはどういう理由からきているんでしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。その前に、まず、議案資料の10ページをお開きください。いましがた塩見議員がおっしゃった中で、基本料金の部分で口径別の部分とがちょっと混同されておるのではないかと思うんです。

この今10ページにお示ししておりますのは、あくまでも13ミリの口径についてなんですけど、若干、値上率を申し上げます。8トンまでは6.7%、それから10トンまでが26.7%、15トン、26.1%、20リューベが25.8%、25リューベが25.3%、30リューベが25%、35リューベが24.6%、40リューベが24.2%、50リューベが23.8%、100リューベが22.3%、それよりも多い方もございますので、トータルにしますと全体では22.2%の値上げということになります。

傾向としましては、ただいま議員からご指摘がございましたように、多くなれば多くなるほど値上幅が少しずつ減っていったということについてでございます。基本的に、最近の水道料金の設定の仕方につきましては、小口の部分ではできるだけ、その10トンという基本料金の設定をやめましょう。というのは10トンまでにかなりの方がおられまして、その人たちに対して節水の効果があらわれるような形をつくるのが望ましいんじゃないかと。

それから、大口部分につきましては、先ほどご指摘がございましたが、通常の料金ですと多く使えば使うほど安くなるというのが一般的でございまして、確かに、その意味からいいますと、水道料金については、徐々に上がってまいりますので逆行している部分もございます。

ただ、これについては、やはりほしい、いわゆる回収しなければならぬトータル経費をどういうふうに配分していくかということになるわけですけども、そうした中で多く使えば使うほど、その水道施設に与える影響が大きくなるということがございまして、その部分については、ほかの料金とは違ひまして、その分の負担をしていただくという考えから単価が若干上がっていくようになってます。

ただ、大口になるに従って、上げ幅が少なくしているということについては、ご承知のように大口というのは営業を含んだ事業所が多いということがございまして、それについて経済状況、あるいはその事業所さんの経営状況、それに応じて大きく使用水量が変わってくるということがございます。

そうした場合に、私どものほうとしては、回収したい経費、金額が、社会情勢の動きでぐらぐらぐらぐらと、金額が定まらないといえますか、きっちり回収ができないということになると、計画というか、経営が安定できないという面がございまして、そういう意味合いにおいては表現が悪いかわかりませんが、一般家庭への方に若干の負担をいただくことによって、できるだけ金額を固定するために、余り大口のほうに大きな単価をかけないようにしよう。

確かに、一般家庭を安くしようと思えば、大口のほうの料金を、単価を物すごく高くしてしまえば、それはそれで成り立つわけですけども、そうしますと先ほど申し上げたような、社会情勢等の状況に大きく左右されてしまうというようなことがございまして、このような形をとらせていただいております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員

5 番（塩見 晋） 言われることはわかるんですけど、こういう設備をつくってしまったら、それに要る、多く使うから早く傷むとか、大量に使うから、その設備が早く傷むとかということはあるかわかるんですけど、普通考えて、何でもそうですけど、大量に使うところは安く、少ないところは高くなるというのが通常の方法ですわね。この水道料金では逆行をしているわけで、言われるように10リ्यूべまでの分をなるべく負担がないようにということで料金の設計がしてあるということですが、なかなかその部分が、僕はちょっと理解をしがたいんです。

理解がしがたいというても、今言われた以上のことは出てこんとは思いますが、それはそれで置いておきまして、もう一つ気になることは、いわゆる上水になった時点、28年、29年度から簡水が上水になるわけですが、今、今回、決めた料金が、そのときにまた変わる、社会情勢とか、いろんな状況によって変わる、安いほうに変わるんはいいんですけども、恐らくそんなことはないと思っておりますので、あと4、5年で高いほうにもう一度、値段の改定があると、行われると、そういうふうなことがあると、非常に今回、認めづらいんですが、そういう部分についてきっちりした話を聞かせていただきたいと、このように思いますが。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。来年からいいましても、統合まであと4年ございます。そうした状況の中で、今回、お認めをいただきましたとしても、29年度でもう一度上水道を、岩滝の上水道をくつつけた形で再度検討をする必要が出てくるであろうとは思いますが、私のほう、あえて平成45年までという長いスパンで考えさせていただいておりますので、消費税やなんかの外部要因は別といたしまして、今現在の、私どもの考え方としましては、最高、今ご提案申し上げております1,900円の基本料金からの体系ということについては崩さないでこうということは、大前提としてございます。

ただ、29年度以降、例えば平成30年であるとか、そういった部分については、また別の要因が出てくるかわかりませんが、ただ、そのときにおいても、今こういう形でお世話になっておけば、とてつもない金額を打ち出さなければならないというようなことにはならないであろう

という含みもございまして、このようなことでお世話になりたいということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それ言葉なんで、そう言うてしまえば、そうなんですけど、今の話を聞いてますと、そういうように努力はするけども、そのときになってみるとわからんかもしれんというふうにしに、僕は今、受け取られなんだんですけども、そうすると4、5年先、統合して1年後ぐらいに、ひょっとしてまた幾らか上がるんかなと、また、その話が出てくるかなというふうに思います。

それでは、なかなか今の状況の中で賛成しにくいという部分もあります。もう一つそこはしっかりですね、町長がおられないので、それ以上のことは聞けないんですけども、副町長に、その部分をはっきり聞かせてもらっていたいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 近い将来じゃなくて、一定遠い将来のことについてまで、その間にどういった社会経済状況の変化があったりするのかわかりませんけれども、今、水道課長が申しあげましたように、今回、お示ししてますケース4でいけば、少量の使用者に対する軽減措置を設けることももちろん可能ですし、結果として基本料金が2,000円を超えることもなく、そして今の1,900円の料金がいつまでもつかというお話ですけども、一定の将来まで引き上げをすることなく、25年度で値上げをお願いできればいいだろうという、そういった見通しのもとに今回の提案をさせていただいたものであります。

議員がおっしゃいますように、いつまで、今の値上げ分の料金で値上げをすることなく、もつかということにつきましては、じゃあいつまでということはなかなか申し上げにくいんですけども、シミュレーションで考えている中では、近々に値上げをお願いするというような状況は出てこないだろうというふうに読んでおります。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） しつこいようですけど、近々とか一定とか、なかなか尺度のない話なんで、なかなかその部分が、世の中の、動いている世の中のことで、はっきりは言いにくいと思うんですが、少なくとも統合、2年間ぐらいはですね、どんなことがあっても上げんといこうという考えはございませんか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今回のシミュレーション、平成45年度までの長いスパンで考えております。議員が今おっしゃいましたように2、3年後に値上げなんてことは、全然考えておりませんので、そのことは申し上げられると思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 大分、僕が聞いたことと返事が違うんですが、なるかならんか、ここで聞いても始まらんとしますので、私の思いとしては、やはり統合後も、できる限り料金の値上げということは控えていただきたい。多くの設備の投資をしてきたということは十分理解しております。その上で、料金の値上げになるということも理解しておりますが、やはり生活の一番大事なところですので、そういう部分は慎重に、今後も料金の値上げということは考えていただきたいというふうに思っておりますので、その部分は、ぜひ、私の気持ちは受けとめといてほしいと、

このように思います。終わります。

議 長（赤松孝一） 吉田課長。

水道課長（吉田達雄） ちょっと私から答弁をさせていただきます。先ほど、どれぐらいもつか、あるいは統合後すぐに値上げを云々というお話でございますが、この意味合いとしましては、私自身、このシミュレーション上ではあり得ないような事態が起きた場合には、そのときは改めて考えさせていただくことになると思いますが、そういった特別の事情がなければ料金値上げは考えておりません。それがゆえに、平成45年までのシミュレーションを行い、資料でいいましたら大体平成39年、平成40年あたりが一番厳しい状況がまいります。そのときを乗り切るといって、ただ、お約束云々というお話になりますと、何が起こるか分からないという部分で、若干ちょっとぼやけたような答弁にさせていただいておりますので、その辺のところはご理解がいただきたいと、そういうふうに思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 最後です。何でもですけど、目標を決めてしぼりをかけなんだら、何でもだららと、どうしてもいきやすいんで、そここのところを僕は言うところわけなんです。何回も言いますが、施設整備をしておきながら料金は上がらないということは僕は無理だというふうに理解はしております。

ぜひ、値上げを近々に行うというか、できれば、統合しても5年も10年も上がらんほうが一番いいんですけど、そうはいかんとと思いますが、そうそう簡単に値上げをしてもらおうということは困るということで、質問を終わりにいたします。

議 長（赤松孝一） 3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 今、塩見議員からもありましたように、合併前からもあると思うんですが、大変、施設整備をしていたと思っております。

そこで、ちょっと議案第86号にも、先のことになるわけですが、香河辺地、それから岩屋の西部辺地、これも水道の整備計画が入り、これ恐らく辺地債だろうと思っております。そういった辺地債を使いながら、これは交付税算入が入ってくることになると思うんですが、そういった交付税算入の有利な起債を、今までできるだけ使ってやってきただろうというふうに私自身は考えておるわけです。

平成26年に67億円の起債残高が、ある意味、この借金をどうするんだというふうな中に、私は、この今の香河辺地、あるいは岩屋西部辺地で、ことしやられるであろう水道整備計画も、これも起債に入るのではないかと、それは交付税算入が8割ですか、たしか毎年返済額の8割入ってくるというような起債残高には入っておるんじゃないかなというふうに思っておりますので、67億円を、そのまま起債残高に、あまり惑わされてはいけないんじゃないかなと私自身は思っていたわけなんです。その点、水道課長、また浪江企画財政課長に、その辺地債との関係とか、交付税の関係とかいうことについて、お伺いしたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。後ほど、また、例えば岩屋西部の辺地の総合整備計画の変更を議案としてお出しいたしておりますけれども、その中でも、例え

ば飲料水供給施設の計画がございます。これらにつきましても、いわゆる国、府の補助金のほかに起債を充当して財源として充てていくということでございます。その起債の中身に簡水債、簡易水道事業債と辺地債、これらを上げさせていただいているということでございます。

特に、辺地債をご指摘なんですけれども、辺地債を充当するまでに簡水債のほうで充てれるだけ充てて、残りを辺地債で充てていくというルールになっておりますので、辺地債の部分は、それほど大きな額にはなっていないというところはございます。

ただ、簡水債も交付税算入がございますので、非常に有利な起債として採用させていただいているということで、これらの財源も加味した上で、先ほどからの水道の財政シミュレーションに反映をしているものというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） もう1点だけ伺いたいします。いわゆる交付税措置、あるいは交付税算入、簡水だから交付税が入ってきたわけです。これが統合すれば、全く入ってこないというふうに、一つはご答弁だったように思うんですが、ただ、いわゆる施設整備についての交付税措置の分ですね、起債の。先ほど簡水の起債にも交付税措置があると言われましたので、そういったものが、いわゆる4分の1ぐらいになってしまうということで、本当の今まで入ってきたような簡水だから入っておったという交付税措置の部分との、この違いというのか、それもきちっとシミュレーションはされているということ、ちょっと質問の意味がわかりにくいかわからんのですが、借金返しのための交付税措置と、簡水のために地方に充ててもらえる交付税算入の部分と、その辺の違いも教えていただけたらなど、本当に、この67億円のうち、本当に国から返ってくる部分もあるのではないかなというふうには、もっと私は思っておるんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。地方交付税の簡水にかかわる措置分についてですが、今、ございましたように二通りございます。

一つは、整備を行う、行わないにかかわらず、簡易水道事業を行っていると、それで経営というか、事業を行っていることに対する交付税分としまして、給水人口にある一定の係数を掛けながら出していく分。それから、整備費に対する公債費、いわゆる借金返しに関連して交付税措置が受けられる部分がございます。公債費に受けられる部分としましては、大体、公債費元利償還の4分の1相当額、これ計算式がちょっと違ってますので、あくまでも相当額という表現しかできません。

それから、給水人口分にかかわる部分につきましても、ほかの保健衛生費でしたかな、その中の一部として取り込まれてますので、そこに行きつくまでの計数がいっぱいかかっておりまして、一概に、どれだけという話にならんのですが、思いとしては、これも公債費の4分の1相当額、したがって、交付税で公債費の2分の1を受け持ちましょうという考え方のもとにあるということなんです。

統合で簡易水道事業がなくなるということになりますと、これはちょっと言い方を変えますが、公債費の4分の1はなくなって、施設整備費にかかわる公債費の4分の1だけが残るということでございます。その公債費の4分の1相当額につきましても、今、お配りしてあります資料の29年度以降の繰入金のところ公債費の4分の1相当額ということで、起債残高の67億円のうち、

その分については毎年交付税措置が受けられるという形のもとに繰り入れをしているということでございます。

3 番（有吉 正） 質問を終わります。

議長（赤松孝一） 7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 2回目の質問であれなんです、かなり出尽くしたというか、まだわかりませんが、この間の質疑の中で課長が答弁されておるので、ちょっと気になる点があるので、その辺、確かめる意味でお伺いしたい。

それは、どういう内容かという、どうも簡水の事業と上水道の事業ですね、この二つの会計をどうも対立的に捉えているという、そういう傾向に聞こえてしゃあないんです。

そこで、それはそういうつもりで課長は答弁してないんでしょうけど、そういうふうな資料づくりになってるとは言いませんけれども、しかし、そういう傾向があるんじゃないかということもあって、改めてそこで質問をさせていただきたいと思っています。2点です。

一つは、簡易水道の借金というのが非常に今、論議の中でも出てました。これは、私は簡単に言うとね、簡易水道にもかなりの長い歴史があつて、そのもとで今、先ほどの有吉議員の質問の中でもお答えがあつたように、交付税の、いわゆる基礎の算定額ですね、それから事業の公債費相当額、この二つの分ですね。これがずっと昔でいえば満額入ってなかった、事業費の分は、今は満額は当然入っているんでしょうけれども、例えば、交付税の算定分の分ですね、基礎の分ですね。この分でいえば、いまだにパーフェクトに入っていないということがありますね。そのことで今の会計がずっと、簡易水道の会計が現在に至っているんじゃないかというふうに思うんですが、この点は課長いかがですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。今、ご指摘がございましたように、交付税相当分について、過去からきっちり簡易水道会計に繰り入れがなされてきたのかという部分でございますが、合併前につきましては、その交付税算入分については、ほとんどが入っておりません。それは、いわゆる言い方をかえますと、旧町の話になって申しわけないですが、旧町の中では、全町民が簡易水道事業の中にあつて、受けられる地方交付税分については、何らかの形で住民サービスとして使われるというような状況がありましたので、簡易水道のほうに入れなくとも、ほかの形で還元はされていたということがあつたんだろうと思います。それは、私としても旧町のお話なので、確定的なことは申し上げられません。ただ、合併以降につきましては、このままでは簡易水道特別会計成り立たんということもございまして、できるだけそういった部分について、きっちりと交付税措置分については簡易水道会計に入れていただくように努力をさせていただいております。

ただ、現実には交付税措置分というのが、きっちり幾らという形にならんところがあります。先ほど申し上げたように、大変計算式が複雑でして、無理やり抜き取ったら大体幾らぐらいという話はできるんですけども、ただ、その金額にかわるものとして繰り出し基準というのがあります。繰り出し基準につきましては、公債費の2分の1と、施設整備費の10分の1が繰り出し基準として一般会計から繰り出してもいいですよというのがあります。今現在は、それに基づいて一般会計から繰り入れをお世話になっておるということでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、丁寧に説明いただいたんですが、結局、今、私が述べましたように、先ほど述べましたように、交付税の二つの繰り入れ対象ですね、それがパーフェクトには入っていないと、また、過去にはほとんどと言うたらあれやけども、基準額のほうは全く入ってなかったと、こういう経過の中で今の会計が到達した、いわゆる借金なんですね、簡水は。ここが、僕は一つ、まず置いといてもらったほうがええと。

それから、二つ目の質問との関係なんですけども、二つ目というのは、それと同じなんですけど、いわゆる事業効率が物すごいいいところ、はっきり言いますね、岩滝の場合だと与謝野町の全体の面積で言うたら1割です。わずか1割のところ経営効率よく、事業効率が非常にいい企業会計として成り立っているわけですね。

一方、その9割、残りの。この分が加悦谷の簡易水道なんです。ここには山間へき地を抱えた集落があるわけですよ。こういう事業と同じように単純に、いわゆる計算式でですね、事業がどうかこうかということ今、論議する、比較するというのはね、単純比較はできないんじゃないかと、ここが僕の一番疑問に思った点なんです。課長どうですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。非常によくわかるお話で、答弁も難しいんですが。今回の議案につきまして、やはりこの経営効率の悪さから生じてしまう格差、この部分をどう扱うかというのが問題になってくるんではないかと思っております。

当然のことながら、この格差分については公費で負担できるものであるなら公費で負担をして、どれぐらいの違いがあるのかは、また別にしても、その格差分を埋めるという努力を公費がするというのが基本であるだろうと、先ほどのご質問も含めて考えます。ただ、それが今現在できる状況にないということから、このようなご無理を申し上げることになっておるわけです。

ただ、この状況を、じゃあ今の上水道企業会計の方々に、持ってもらおうというのですか、そういった意味合いに置きかえていいのかどうかという部分について、皆さんの中でもいろんな論議が出てきてしまうところであろうというふうには思っておるんですけども、ただ、少なからずある一定の努力というか、姿勢は、これは当然、町もそうですし、でき得るならばということで、今、簡易水道エリアの町民の皆さんにご無理を申し上げようということでございまして、決してそれを、格差をつけたままだとか、そういうことじゃなくて一定、統合してから一緒にやらなんわけですから、その理解がしていただける範囲ということの形として、あらわし方はともかくとして、簡易水道が何らかのアクションを起こすというような気持ちが強くございまして、先ほど対立的にとおっしゃいましたけれども、やはり一緒に統合してからはもちろんのこととして、やれ昔の簡易水道エリアだとか、上水道エリアだとかなんてなことにはならないようにしたいということは、双方がやはり理解がし合える状態をつくっておく必要があるんじゃないかと、ただ、その財源の持ち方は別ですよ。そういうことの中で、いろいろ議論して、私どものほうも内部で打ち合わせをした結果が、くしくも町民の皆さんにお世話にならんなんというような結果になったわけでございまして、決して対立的であるだとか、そういうことじゃないので、この辺はご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 課長の答弁、いわゆる口からは対立的で言ったつもりはないということなんですが、しかし、今の改正案は明らかに簡易水道の皆さんにね、経営が困難だから上水よりも悪いと、だから負担をしてくださいと、粗い言い方をすると、こういう改正案になってるということやね。私、大事なのは、先ほど野村議員からも指摘があったようにね、質問がありましたが、だから町長の言葉で言うと、合併というのは結婚だという話がありましたよね。私は、もう合併したわけですから、だから、その角度からの今の捉え方を負担のあり方、捉え方をしないと、事業の。やっぱりそれはリスクを負ったまま、一層広げる形になるのではないかとこのように思うんです。

ですから、いみじくも課長、答弁の中で、格差を埋める、しかし一般会計で金がないので、結論からいうと今度の値上げと、こういうお話をされましたが、私はやっぱり、ここでこそ、きちっとそういう角度からの考え方を貫くべきではないのかというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 (赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) お答えいたします。少し荒っぽい言い方になるかも知れませんが、ご勘弁をいただきまして、あえて申し上げます。

先ほどから合併のお話が出てまいりました。合併というのは町と町が一緒になるわけですが、この水道につきましては、まだ、合併してない状況です。いわゆる合併という言葉で置きかえるなら平成29年、28年度の上水道に統合されて、初めて一本化ができるという状況があると思いますので、若干、その町の合併という、今現在の考え方としてはイコールにはならないのかなという思いがございます。

そういう意味で、その事業が違う、事業が違うということを盛んに申し上げていることがございますので、ちょっとご理解がいただけないかも知れませんが、その思いがどうしても町側にはございまして、このような結論に至っているということでございます。

議 長 (赤松孝一) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) これはもう禅問答みたいになっちゃうんで、ほぼ大体、私の思いからすると、先ほど言った格差の問題を、いみじくも認め合ったわけですね。この赤字を簡水の地域で持つという話だったんですわね、私は基本的に、それは合併とともに、それは本来あってはならない行動になったのではなかったかと。それは事業が違うとかいうのはね、やっぱり口実になると思うんですね、住民からすると。だから、根拠も失っていると。本来、一般会計で持つべきみたいな答弁を課長も、苦し紛れだったんでしょうけど、ありましたが、やっぱりそこも町の非常に大きな政治判断がいるところなんだけれども、本来は今の統一した料金体系の中で打開を図っていくというのが筋目ではないのかという感じがしてなりません。

以上で、いろいろとありますが終わります。

議 長 (赤松孝一) ここで少し、暫時休憩いたします。50分まで休憩します。

(休憩 午後 2時41分)

(再開 午後 2時50分)

議 長 (赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) 先ほど、伊藤議員の答弁の中で、私、水道については合併をしていないというようなニュアンスの発言を、いやいや、それはあくまでも事業の経営の仕方が違うという意味でも

って、合併の話がありましたので、それを引用させていただいたのが、結果的に皆さんに誤解を生むようなことになりましたことについて、おわびを申し上げたいと思います。

あくまでも、このことにつきましては、事業が統一された時点で、改めて考えるべきということをおっしゃったことについて、おわびを申し上げます。

議 長（赤松孝一） 質疑ありますか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、2回目の質問をいたします。

1回目の最後に、今回、料金値上げをしなければ統合後に負担が大きくなるという答弁がありました。平成45年まで長期のスパンでの試算をしていただいでですね、その内容が非常によくわかるようになったという点ではですね、こういう検討されたこと自身は統合してどうなるかということ、よりよくわかるようになったことは非常によかったというふうに思うんです。実際、8億円の、料金値上げをしなければ8億円まで現金が減って、今回上げれば10億円ぐらいのところを維持するということだそうです。

しかし、今回の提案については、現在の統合までの簡水の状況とか、上水との関係、先ほど合併の言い方がという話がありましたが、合併した時点で水道の仕組みが違っても、やはり合併した一つの町としての町の考え方として、料金はできるだけ均等にするという、そういう考え方で運営するんだというのが合併したという意味であって、求められているのは、その辺を含めた考え方として、もう少しただしておきたいというふうに思っています。

それで、24年までの、この間はですね、繰り出し基準に比べて、一般会計からの繰り入れは、かなり多額の額が入れられてきたというふうに思っています。それは統合後のことを考えて取り組まれてきた、そういう財政余力があったんだろうというふうに思います。

ところが、この25年から28年の間というのは、この23ページの資料を見る限り、25年以降はそういうことはない。反対にこれ、先ほどあった繰り出し基準よりも一般会計からの繰り入れというのは少ないのではないかなと思えるんですが、これはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 野村議員のご質問にお答えいたします。今、ご指摘がありましたように、平成25年度からの分について、一般会計からの繰り出し金が少なくなっていることは事実です。と申し上げますのも、一応の目標額を定めた関係がございまして、または、その目標額を達成するに当たり、一般会計のほうの事情もございまして、その財政調整基金を7億8,000万円積み立てましょうというところでもって目標額を定めております。今現在、その額についても努力をしていただいでおるといような状況でございまして、そこから先については、もう約束ができないということがございまして、そこから、来年から以降の分については、現行料金で推移した場合の収支不足額を繰り入れるのみという形でシミュレーションは計上をさせていただいております。以上です。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 平成18年の簡水の現金は4,200万円だったのが、24年、今年度入れられると8億円積み上がって、いわゆる7億8,000万円を超えると、目標は達成したと、それは

理解できるんですけども、過去にさかのぼって適正に一般設備分や交付税分が繰り出されなかった、その手法というのは、赤字にならない程度、一般会計から繰り出してきたというのが野田川のときからの方法だったんですね。そのときはそれでよかったかもわかりませんが、これだけ大幅な値上げを提案しなければならない事態にあるのなら、統合が4年後、5年後であるのなら、今や、こういう提案をしなくてもいい、何とか統合まで頑張るような形での繰り出し基準に基づいた繰り入れを、私は25年以降も、3億円はどうかは別にしてすべきだろうと、そのことによって少しでも値上げ額というのは抑えられるはずです。少なくともざっと見たら、1億円違いますね。かなり違ってきます。それとですね、その1億円が繰り入れられない中でも、言われたように、この4年間、簡水は赤字になるわけではないですね。赤字にならないから1億円少ない額の繰り入れで計画がされておる。

赤字にならない、簡水が大変だといっても赤字になるわけではないのに、今、これだけ大幅な値上げをするというのが、これはやっぱり町民感情として理解がされないのではないかというふうに思うんです。

例えば、水道料金が本当に高くで大問題になっているところに、府下でいえば大山崎町があります。ここは上水道、1万7,000人ぐらいの小さな人口でコンパクトな町ですから、効率がいいんですが、府営水道の水道を高い料金で買わなければならない。しかも使っていない分まで請求されて払わなければならないということで、水道料金が高いということで大問題になった、町長選挙のいつも大争点になっている。

しかし、その大山崎町でも1,942円なんですね、10リューベの料金がね。そこから見ても、今回の提案の内容というのは非常に高い水道料金になるわけです。この大山崎町は、施設整備分の基金3億円はありますけども、運営のための基金、現金は、ほとんどなくて9億円借金してる。全くの赤字で運営されています。こういう町でも、この1,942円の水道料金を維持するために、こういう取り組みをされているわけですね。そこから見れば、この今の簡水の状況というのが、いわゆる今まで繰り出せなかった分が繰り出されて8億円の基金、現金になっているわけで、今しなければならぬという、そういう会計のシミュレーションというふうには、私は見えないのではないかなというふうに思っておるんですが、これらの点について、課長いかがでしょうか。

こういう点からいっても統合の時点で考えるべき内容ではないでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。私のほうは、後のほうの質問に対してお答えさせていただきますし、繰り入れ基準の額が満たない部分については、後ほど財政課長のほうからさせていただきます。

大山崎町さんの場合は、上水道会計になっています。当町の場合は、今現在、簡易水道は特別会計ということで、特別会計につきましては、将来のこと云々とかいうことでなしに、単年度の収支を合わせるということになっておりますので、単年度収支については一般会計から、いわゆる繰り出しをしていただくことによって、単年度だけを見ると赤字にはなっておりません。

ただ、これを企業会計に置きかえたとすれば、これは大きな赤字になるということです。大山崎町さんの場合は、その赤字と表現されてる部分は企業会計における赤字でありますので、今、

当町が試算させてもらっている特別会計の収支が合っている、だから、赤字じゃないということとは、また違いますので、そのことについては理解がしていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私からもお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、実際に合併以降、簡易水道に繰り入れをさせていただきました額に対して、繰り出し基準額、この額まで繰入額が達していないということでございます。それは事実でございます。

この繰り出し基準額は、総務省が定める基準であり、上限を示すものということでございます。したがって、その基準額いっぱい繰り出すことを義務化されているものではないという考え方が基本的にございます。

したがって、これまでの簡易水道への繰り出しにつきましては、それまでの、その年度の収支不足、これを補う形で財政支援をさせていただくことを基本に進めてきて、近年は平成28年度の上水との統合に向けた基金造成をしていくために、その分も余計に繰り出しをさせていただいているということございまして、繰り出し基準額に満たないのは、そのとおりでございますが、そこまで出すということを行わなくても、それは上限を示すものということですので、考え方としては、そのような思いで、これまでは支援をさせていただいてきたということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国が示している繰り出し基準額は、ほかにも病院だとか、いろんな会計の繰り出し基準が示されておるわけですが、今、言われたように、例えば水道であれば前から言うように水道料金の格差を是正しなければならないという国の考え方に基づいて、そのためには、こういう形での繰り出しは、それ以上はだめだけれども、ここまでは繰り出して水道料金を抑えてもよろしいよという基準ですよ、ですから、そこまで繰り出さなくても、料金を上げなくてもいい、あるいは低い料金で値上げされても、よそに比べて低いという、そういう状況があるのなら、課長が答弁された内容は一定理解できないことはないんですが、今回ほど大幅な値上げをしなければならない、値上げをした後の金額も、府下の中でも先ほど言いましたように、高いと言われている大山崎町と変わらないぐらいの料金になると、こういう事態が予想される中であれば、当然、全国的にも料金をできるだけ同じにするという、この基準からいけば、それ以上はしてはいけないという最高のところまで繰り出して、それを回避するというのは、私は、行政としては必要ではないかというふうに思うんですが。これは本来町長に聞きたいところですが、おられませんので副町長でしょうかね、そういうことが求められておると思うんですね、内容ご存知だと思いますが、課長でもいいんですけどね。通常であればわかりますが、こういう事態を避けるために、ここまでは繰り出してもいいですよという基準なんですよ。そうであるならば当然、そこまで繰り出して、なお足らない部分が提案されているというのが本来ではないでしょうか。こういう黒字の中で提案すべき内容ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをいたします。今のご意見は、一般会計と簡易水道の財政のバランス、お互いどうとっていくかということにも結びつく話ではないかというふうに思っております。会計は違いますが、町の財政であるということには違いがありませんので、ど

ちらも成り立つように考えていかなければならないということは当然のことかというふうに思っております。

そういった事情の中で、午前中でしたかの議論の中でも申し上げましたが、現在の当町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況でございます。本来、一般会計の財政調整基金に積み立てを行って将来に備えたいという思いがありましても、それはなかなかできない、むしろ財政調整基金を取り崩して一般会計のやりくりをしなければならぬというのが現状という中で、統合まで料金の引き上げを延ばすことによる必要額が7,000万円の4年ということでございますが、それを生み出そうと思いますと、一般会計の財政調整基金を取り崩して、一般会計に使うのではなくて、簡易水道特別会計に繰り出して使わなければならないといった事態になってくるというのが現実的な今の一般会計の財政状況ということですので、そのところを、ぜひご理解をいただいて、今回、大変ご無理を申し上げるわけですけれども、簡易水道につきまして料金の引き上げが、ぜひ、一般会計の財政事情もくんでいただいて、お願いが申し上げたいということを申し上げているところでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の答弁の基本的な考えにも、やはりこの合併した町の水道料金の格差に対する考え方の違いが、やっぱりあると思うんですよ。

本来、システムが違うとはいえ、できるだけ水道料金は、こういう大事なものは同じサービスということに、行政としては努めていただくと、そのことは非常に大事なことです。せっかく2年前に、それが同じ金額になって、わずか2年で、また、こういう大事なことが崩れるという、そのことの是正するための内容、そして、この今、引き上げなければ簡易水道が赤字になっていくという状況ではない。先ほど言われたように、早くから準備していただいて、基金、現金が8億円ぐらい積んでいただいています。統合まで持たないと、上げなければという状況でもない。そういう中で格差をさらに生む、そういうことも、それはやっぱりおかしいことだと思いますし、やはりその辺は、ぜひ、考え直していただきたいというふうに思っています。以上で終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 議案第84号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

初めに簡易水道事業の経営状況を見てみますと、統合に向け、そして安心・安全、安定供給のため老朽施設の統合整備を急ピッチで進めているところであり、それに伴い起債も多額になっていることは理解しています。また、もともと給水人口が少ないのに面積が広く、かといって設備を簡易にすることはできず、投資効率が低いことや昨今の節水傾向、人口減少による有収水量の減少など、簡易水道事業を取り巻く環境は大変厳しいという現状も理解しています。また、与謝野町上下水道審議会の答申についても、多くの指摘をされつつも、将来を見据えて妥当と判断さ

れていることも理解いたします。その上で反対する理由を述べたいと思います。

町民の方からは、長引く不況に大変だと、バブルよりもリーマンよりも本当に今は景気が悪いと、また、値上げよりもほかにやることがあるだろうと。例えば、経営の効率化、こういったことをよく聞きます。

例えば、8月22日付の、これは遠く長崎新聞でございますが、この中で大村水道局が水道料金の値上げ10%を延期されました、撤回されました。理由は、今の情勢を見て、消費税の法案の成立があり、タイミングが悪いと。また、市民に値上げをお願いするのなら、さらなる経営合理化と説明が必要、そして漏水箇所を3年間で集中的に調査、漏水が多い箇所を更新すると、こういったことがあります。そのほかにも、いろいろと町民の方からは意見等を聞いております。

それよりも何よりも、今回の値上げにより、地域での料金の格差ができることです。これが一番の理由でございます。合併当初の格差が22年の条例改正により、町内同一料金になったのにもかかわらずです。水道事業は、全ての町民が等しく受ける行政サービスです。同じ与謝野町民でありながら、料金に格差があることは避けるべきであると考えます。人件費など、一般管理費の割合が低い水道事業ではありますが、効率化をさらに進めていただき、さらなる一般会計への繰り出しも考えていただき、料金格差が生じないように要望いたしまして、本議案に対する反対討論といたします。

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 私は、日本共産党議員団を代表し、与謝野町簡易水道給水条例の一部改正についての反対討論を行います。

今回の条例改正は、国の簡易水道を上水道への強制的な統合に原因があるとはいえ、その値上げの額も、また料金の格差を生む内容についても、大変、町民にとって、まちづくりにとって大きな問題であり、今回の提案はとても賛成できる内容ではありません。

そもそも国が簡易水道という、与謝野町でも山間地域を抱え困難な運営で努力をしている、こういう水道会計、全国的には与謝野町以上の小さな村の山間地域を抱えている、こういう水道会計を、全く補助を出さない上水道に強制的に統合させようという、ここに最大の問題があります。しかも、統合することを決めた水道会計への支援策も全くしないというひどい内容です。

その結果、今回の平成45年までのシミュレーションでも明らかなように、大変な会計の悪化と、それを町民に求めなければならないと、こういう厳しい現実があることは明らかです。また一方で、こういう上水道への統合は全国的にも、当然、多くの地域で起こっていますし、京都府下でもありますが、与謝野町のように4年、5年も前から、この統合への取り組み、会計の分析、準備をしている自治体は、問い合わせたところ、ありませんでした。少なくとも、この国がどういう内容であれ、そういう中で住民の安全を安心を守るために、水道施設の大幅な改修に取り組み、そして、その会計の安定のために、この間、大きな、一般会計からの繰り入れをして、8億円を超える基金を積んできた行政の、その努力は評価をできる内容だというふうには思っています。しかし、今回の提案は、まさにそういう姿勢とは余りにもそぐわない内容ではないでしょう

か。まず、反対の理由の一つは、料金の格差を生む内容です。共生のまちづくりを進めておられる太田町政にとって、こういう大事な水道料金が町の中で違う、サービスが違う、こういう進め方は、私は太田町政にふさわしい方法だとは思えません。しかも、その内容の分析が統合後の会計の分析から提案されている、この点については十分な準備と客観的な取り組みだというふうにも思いませんでした。

また、二つ目の理由は、その料金の上げ幅が25.3%という平均水量での大幅なものだということです。今、多くの町民が経済の状況、国のあらゆる消費税をはじめ介護保険、国民健康保険料、あらゆる支出が、負担がふやされているもとの、この水道会計、水道料金の大幅値上げというのは、とても耐えられないというふうに思います。値上げが避けられないとはいえ、できるだけ、その上げ幅を少なくし、その時期をおくらせていく、これが福祉の町にとって行政の仕事、福祉の向上という、こういう内容にとっても求められているものではないでしょうか。

水道は、安全で安定した水をできるだけ安く供給すること、これは大きな福祉の課題ではないでしょうか。こういう点から見ても今回、提案されている簡易水道の会計そのものをとってみても、現在の制度のもとで運営して赤字になっているわけではない、赤字を避けられないわけではないと、こういう内容も明らかだったというふうに思っています。

これらの点を考えても、今回の提案は、やはりやめるべきではないでしょうか。そして、町民にとって本当に理解できるかどうかは難しい問題ではありますが、統合が目前に迫った中で、その会計の実態と、そして、それを運営するために必要な水道料金が提案してくる中での取り組みこそが求められているのではないのでしょうか。当然、そのときも、できるだけ料金を上げないために、まず国に対して、支援をもっともっと求める必要があります。

先ほども言いましたが、ほかの町では、まだ、この問題が本格的な課題にはなっていません。時期が近づけば近づくほど、多くの国民と自治体が、こういう不条理に対して声を上げていくだろうと思いますし、上げなければなりません。こういう中で、国に対して必要な支援策を出させて、少しでも水道料金を、引き上げ額を減らしていく取り組みが求められます。また、町自身で見ても、統合までの間についても、私はさらに統合してからでも、こういう事態の中で迎えている会計の中では、一般会計から必要な額が繰り入れされることはあってもいいというふうに思います。

先ほど言いました、大山崎町でも上水道会計への一般会計からの繰り入れもあったというふうに思っています。統合すれば一つの会計で全ての住民がサービスを受けるわけですから、これはやはり、それは大いに考えていける問題だろうと、特別な事情の問題だろうというふうに思っています。

こういう形で、ぜひ再検討をしていただくことを期待し、本水道給水条例の改正については反対をするものです。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、議案第84号 簡易水道給水条例の一部改正、いわゆる水道値上げについて、反対の立場で討論いたします。

私は、過日10日の日に全員協議会の中で質問をいたしましたので、きょうは質問をいたしま

せんでしたけれども、その答弁を踏まえながら反対討論をさせていただきます。

まず、合併して6年がたちます。私は新しいまちづくりの基本として、多くの条件のある中で旧3町の不平等の垣根を取り除き、町民にとって、できる限り平等なまちづくりを一つの目標として頑張ってきました。しかるに、今回の条例改正が私の趣旨と大きく欠け離れており、ここに反対の意思を表明いたすものであります。

先ほどから出ております簡易水道とか水道事業会計の内容は別に置いておきます。ただ、特別会計は独立採算が基本であります。原価を補うために値上げは必要であるというのが、私の一つの趣旨でもあります。ただ、今回は値上げの手法が問題です。まず、その一つですけれども、平成22年水道料金の統一に、私は賛成をし、賛成討論までいたしました。あれから、まだ2年、今また値上げ、それも格差のある値上げ、大変悲しい限りであります。

二つには、一町に料金の2制度は不合理です。ましてライフラインの水道料金、大問題であると思っています。

三つには、従来の基本料金、10リ्यूベで見ますと1,500円が1,900円、26.6%もの値上げです。町民の方々に、このことが説明されているのでしょうか。私は今回の改定までにもっと早く簡易水道、水道料金については手をつけるべきではなかったかなと、こうなるまでに手をつけるべきではなかったかなというふうに今でも思っております。

次に、私の反対の理由を別の角度からも申し上げておきます。

今回の提案が、いろいろと聞いておりますと、財政だけの理由のように感じられます。しかし、国の動き等を見てもみますと、例えば、与謝野町の歳入の約半分を占める地方交付税の制度、また、加えて補助制度、税収の少ない自治体が最小限の生活が可能となるよう、基準財政需要額を計算し、国が補填し、町民の生活を守るという趣旨の制度があります。また、辺地債、過疎債は人口の少ない田舎の生活水準を守る制度ではありませんか。そして、今回の合併特例債、合併による旧自治体の格差を解消し、新しい自治体の住民が平等に暮らせる施策を実施するのも大事な目的の一つではなかったでしょうか。

この三つの制度は足りないところを皆で補完し合う制度です。今回、我が小さな町ではありますけれども、そんな手法が、なぜとれないのでしょうか。簡易水道も水道事業会計の違いは、町民の皆さんには関係ありません。町民の方々は平等に義務、権利を果たしていただけないのでしょうか。水道は大切なライフラインであることを、いま一度申し上げておきます。

そこで、お願いですが、もう一度町民の立場から考え直して、よりよい、皆さんが何がしかは納得ができる提案をしていただきますようお願いを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

議員諸氏のご賛同、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（赤松孝一） 起立少数であります。

よって、議案第84号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正については、可決しないことに決定しました。

次に、日程第5 議案第85号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、議案第85号 町道路線の変更についてを質問させていただきます。

提案理由の説明があったと思うんですけども、あまり詳しく覚えておりません。そんなことも踏まえながら答弁いただけたらありがたいんですが、既にある町道が、今度、短くなるということなんですが、この中には、ここにも書いてありますように水道の浄水場もあります。また、その上には石川地区では大変大切な多目的ダム、大年ダムがあります。これは、いわゆる大雨が降るとかいうときには、このダムを利用しながら石川地区の水害をとめるというのか、ダムをからにしておいて、雨が降ったときに、ここでため池にするというような、大変大切なダムであります。そこが町道でなくなるということで、一抹の危惧をいたしております。

この件について、建設課長のほうから事後処理について説明をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第85号につきまして、この背景について説明をさせていただきますというふうに思います。

今回、上程させていただきました背景といたしますのは、いわゆる鳥獣害の被害が発生しております、これは与謝野町でも大きな課題になっているというふうに思っております。そのような中で、平成21年ごろから鳥獣害の被害が発生いたしまして、いわゆるフェンスの設置というふうなことを各地域のほうで設置、または業者のほうで設置をしておるというふうな状況でございます。地元のほうでは、そのフェンスをできるだけ、まあ言うたら、接続して継続をするというふうなことを言われておりますけれども、どうしても町道の部分に当たるというふうなことがございます。

当課といたしましては、町道といたしますのは道路法に基づきまして認定をさせていただいておるというふうな路線でございまして、町道をふさぐというふうなことは、この道路法の法律をずっと読んでいきますと、設置をしてもいいというふうには書いてございません。そこで、いろいろと、この状況、また、ここの町道におきます影響する施設、あるいは管理をしている課と調整をさせていただきました。一定、いわゆる町道を農道に認定がえするというふうな場合に、どのような基準を持って、そういうふうなことができるのかということ、うちの、当課のほうで考えさせていただきました。

一つは、この道路が行きどまりだということ、あるいはもう生活道路として利用されていないと、それから、この不特定多数の人が利用する道路ではないというふうなこと。あるいは、これは町道といたしますのは、当然、言うたら生活道というふうな格好で、地域の要望を受けて、町道に認定したというふうに思っておりますので、いわゆる地域のほうから、逆にそういうふうな申し出があるという場合だとか、あるいは今回、設置を地元のほうでされる上に施設があ

る部分についても、当然、同意をとっていただくと、そういうことが全部含めて承認を得られて初めて検討させていただくというふうなことで、今回、協議をさせていただいております。

そういうふうな中で、今、議員のほうがおっしゃいましたように、この上流には大年ダムがあるじゃないかというふうなことを申し上げられましたけれども、私も、ここの現地のほうずっと見させていただきまして、車のほうの通行もさせていただきました。今回、入鹿伏線までの部分を町道に変更したいと、それから上流の、上の部分につきましては、林道の滝上奥山線ですか、そちらのほうにするというふうなことでございます。

ここの道路、林道のほうもずっと走らせていただきましたけれども、この林道も含めて現在、この道路の部分につきましては、全て舗装がされとるというふうな状況でございます。したがって、その部分で、例えば舗装の部分に補修をしなければならないだとかいうふうな箇所は、私どもがここを通らせてもらった時点ではございませんでした。したがって、この部分につきましては、いわゆる町道から林道のほうに持っていくといった場合でも、維持管理的にも問題はないだろうというふうに認識をさせていただいております。今回、上程をさせていただいたというふうな状況でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 今、課長から説明がありましたように、舗装されておる道路が宮津へ行く道路でも途中まで舗装されておるといふ、それから、その部分については、頂上が大変悪いんで、最近あまり通らないのかなというふうに思いますけれども、今、いわゆる町道ではなくなって、結局、浄水場、それから大年ダムですね、その分が林道になってしまうわけですね。一つ心配なのは、結局、今、課長が言われた舗装がある、その舗装の修理、結構、車もよく行きます。舗装がどうなるかなということと、それから除雪ですね、除雪もやっぱり町道でなしになっても、一応、最小限、水道施設まではしてもらえんかと思うんですけども、その大年ダムのところまで舗装については、責任を持って町がやってもらえるということなのかどうか、その点についてお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。まず、1点目は維持管理の関係でございます。町道ではなくなるというふうなことでございますので、この次からにつきましては、農林課のほうで維持管理をしていただきたいというふうに思っております。

それから、除雪の関係の話が出ました。現在、この部分につきましては、水道施設の上流側に取水施設を持っております。従来、そこまで除雪をさせていただいております。この部分につきましては、従来どおり、その部分まで除雪を行うというふうなことを考えておりました。今までの、たとえ、この部分が林道になったとしても、先ほどもありましたように、ライフラインの確保というふうな問題が出てきますので、この部分につきましては、同じようにやらせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） それから、あと1点、農林課長なのか建設課長、どちらでも、私への答弁はいいんですけども、先ほど言われた獣害対策のネット、フェンスを張るということなんですが、あのフェンスを両方に張られるとすれば、どこかで門が要るわけですね、シャットアウトをする。そ

れで両方に張られるのかどうか、片方だけで、そういう入り口の閉鎖というのか、そういうのは、もう関係なしなのかどうか、もし入り口があるとすれば、入り口についてはどういうふうな格好で一般の人が開け閉めができるのか、その点について最後にお尋ねをしておきます。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） フェンスの設置に関するご質問ですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。フェンスは、一応門の状態になっておりまして、両方に開く構造になるものを設置をさせていただきたいというふうに思っております。

13番（井田義之） それかぎかけとくんですか。

農林課長（永島洋視） かぎは、かけないということで、それを開けて通行を、自動車等を乗り入れてもらおうと、また、出てもらうときに閉めていただくということで、そういう構造で今のところ考えております。

ただ、今までなかったものができるということですので、建設課のほうとも、今、協議をしております。手前の部分に、そういうフェンスができておると、門があると、開いて入ってもらおうということについて、周知徹底するような看板を出させてもらう必要があるのではないかということ、今、協議をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） それでは、建設課、農林課、水道課、しっかりと打ち合わせをしていただいて、地元の方々から苦情が来ないようにだけ配慮をお願いしまして質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第85号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第86号 香河辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、香河地域の総合整備計画につきまして、何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、建設課長にお伺いしたいというぐあいに思います。この整備計画では、明石香河線ですね、これについての整備を平成16年から続けておりますけれども、それを促進させると。

それと、もう一つは京都縦貫道ですかね、これのアクセス道路ですね、これ非常にくにくにやした道が多いので、それを整備計画を進めていくと、こういうような計画になっております。

そこでお聞きしたいのは、先日、私、今田議員も一緒だったんですけども、香河地区の役員さんと、ずっと地域の要望箇所ですね、これをずっと見て回りました。確かに総合整備計画ですから、大きな事業に伴う形での計画ということになるんでしょうけども、地域の要望というのは非常に細かな要望なんです。

例えば、道路が陥没しておるとか、側溝が傷んでおるとか、道路にひび割れが起きるとか、そういう事情が非常にたくさんございまして、そういう整備計画を進めることは、非常に大事ではないかなというぐあいに思うんですけども、そういう要望書みたいな形ですけども、そういう整備計画を、この計画の中で折り込むようなことはできないのでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。このことを、私のほうで答えをさせていただくのが妥当なのかどうかというふうなことも思うんですけども、辺地の関係もございしますので。

確かに、今おっしゃいましたように、道路の維持だとか、補修だとか、そのような内容が、この今の辺地計画、大きな事業ではなしに個別のずっとの継続的なことなんだろうなというふうに思っておりますけれども、その辺のところの部分については、この辺地計画というのが、どういんですか、ある程度大きいものを対象にした工事だというふうに認識をしております、今おっしゃったような維持補修だとか、そういったものが、この辺地の計画の中であるのかどうかということは少しちょっと、私のほうではちょっとお答えしにくいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをいたします。この辺地の総合整備計画につきましては、当然のことながら京都府と協議し、国の許可も得て計画が認められ、辺地債が借り受けられるということになるわけですが、その過程の中で事業が吟味をされるということになるかと思っております。

そういった中で、維持補修的な事業につきましては、それに必ずしも上げることができるという限らないということで、これまでから、そういった維持補修に類する事業につきましては、上げさせていただいてないという経過があるかと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） この整備計画の計画書の前段に、香河地域は、非常に過疎化が進んでおるといふようなことを前段で、非常に書いてありますね。確かに、本当にお年寄りの方が多いんですね。ちなみに聞くと、中学生も2、3人行ってる程度で、小学生が1人もいないと、こういうような地域であります。

お年寄りが多いということで、大きな道路整備計画というのも、確かに必要なんですけど、やはり身近な前の道がどうだとかですかね、畑に行くのに道路が陥没しているとかですね、そういう本当に身近なところでの要望が非常に多いんですよ。だから、そういう要望に、ぜひとも応えるような形で、この辺地債が使えれば非常に地元にとっては有意義なものになるのではないかなと、そういった京都縦貫道につくる道も大切ですけども、本当にお年寄りさんが身近に使える

道を整備していくと、こういうことが非常に大事ではないかなというぐあいに思うんですけども、その点についても、そういう要望が国に通らないのか、府に通らないのか、その辺の、いまだそういうことが出しておられないのか、その辺を踏まえてちょっとご答弁をお願いしたいと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。具体的にどういった内容の事業をおっしゃっているかわかりませんので、お答えしにくいわけですが、できるだけ、やる以上は辺地債の該当になるようにしていくことが財政上もいいわけですので、そういった思いは持っておりますけれども、具体の事業、それぞれによって判断をさせていただかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 要はですね、地元の方々にとって一番いいのはどういうことなんだということですよ。もうそこを中心に考えていただければ、そういうことも当然、結びつくのではないかなと、事業名を上げると、やはり道路の整備ということになるんでしょうけども、その辺、よく考えていただきたいなというぐあいに思います。

それともう一つは、災害に絡んでの、この総合整備計画というのがつくれなかったのかなと。というのはですね、これも視察に行った一つの象徴的なやつですけども、川が流れておりまして、その中に大きな島ができておって、要するに浚渫ですね、大雨が降ったら道路に道があふれてくると、これを浚渫を、ぜひお願いしたいというようなこともちょっと聞いてきました。

こういうことも当然、災害にまつわることですから、総合整備計画の中に折り込んでいただいたらいいのではないかなと思うんですけど、そういうことは無理なんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、谷口議員のほうから、るるそういうふうなお話がありました。私も、大体10月の中ごろぐらいから平成25年度の要望箇所を回らせていただくというふうに思っております。この中で、そういうふうな事業に該当するのかなどというふうなことは、どういんですか、財政のほうにとっても一つの、そういうことができるのかなどというふうなこともあるでしょうし、その内容がわからないと、なかなかそういうふうな申請もできないというふうにも思っておりますので、そういうふうな中で、うちのほうで、現場のほうに行かせていただくということがございますので、また一度、企画財政のほうと、こういうものが今の辺地債の対象になるのかなどというふうなことにつきましては、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） ぜひ、一度見ていただきまして、確認をお願いしたいなというぐあいに思います。

続いて、冷凍米飯につきましてちょっとお聞きをしておきたいなというぐあいに思います。私は、しばらく所管が離れておりましたので、その後の状況、ちょっと詳しくないんですけども、現在の状況、決算書はいただきましたけども、現在の状況につきましてお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。決算資料の中にも指定管理施設の状況の中でも資料は出しておりますが、一番最近のものとしましては、この定例会の第三セクターの経営の状況という決算資料を別つづりで出ささせていただいております。それに、直近の第13期、平成24年5月31日決算の状況をご載させていただいておりますということでございます。

ここで、書いておりますが多額の累積赤字を持っておった会社ですが、この何年間かにつきましては、毎年増収、増益という、そういう黒字決算を打つということが続いておりました。ただ、直近の13期につきましては、初めて430万円ほどの赤字の決算を打つということで、今まで右肩上がりであった会社の経営状況が、この13期について少し状況が変わってきたというふうに考えております。その内容につきましては、東北の震災以降、非常に景気が落ち込んで高速道路等の通行が減ったということと、それから6月に高速道路の無料化実験が終了したということが大きく響きまして、ここで高速道路の売り上げが大体6割から7割近く占めるわけなんですけど、そこでの販売が大きく影響しておるということでございます。

今年度につきましても、厳しい状況が続いておりますが、何とかこれから立て直しを図っていくということで、債務超過を解消すべく、今、会社のほうで努力をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 先ほど申しましたように、ちょっと決算書は拝見をさせていただきました。それを見て、ちょっと思ったのは、売り上げですね、これは11期、12期、13期と、今、13期ですけども、ほぼ横ばいのような状況で3億数千万円というような売り上げの状況ですけども、利益をやっぱり圧迫しているのは、人件費が、この11期と13期で約1,000万円ぐらいふえているんですね。これは売り上げが同じぐらいなのに人件費がふえておると、確かに地元の雇用をですね、約60人ほど正社員、アルバイト入れて60名ほど雇用していただいて、雇用拡大には非常につながっているんだろーとは思いますが、会社の経営状況から見ると、これがちょっと利益を圧迫しているのではないかなと。というのは、先ほど言いましたように、11期と13期は同じぐらいの売り上げで、先ほど言った人件費が1,000万円ふえておるといような状況なんですね。

その前の10期と11期、ちょっと細かい数字を言うてなんですけども、このときは飛躍的に売り上げが伸びているんですね。例の何ですか、あれ。急速凍結機械とかね、3機を導入したり、自動炊飯器ですか、こういうのを4,000万円ほど投資をして、かなり売り上げがぼんと、そのときに上がっているんですけど、それから、先ほど言いましたように3期ほどはずっと横ばいになっておるといような状況なんですね。これを見てもみたらですね、先ほど、課長もちょっといみじくもおっしゃいましたが、売り上げがほぼ限界にきているのかなというぐあいな感じが受けとめられるんですけども、そやけど、累積の赤字がありますので、何とかこれ返済していかんあかんということですけども、この辺、打開するのに何かお考えになっておるのかですね、売り上げを、いやこれからも伸ばしていくためには、今後こういう投資をしていってというように計画があるんだらうですね、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思うんですけども。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。まず、売上額が減っておるわけですが、これ先ほども言いましたように、高速道路での販売が落ち込んだという結果でございます。それを穴埋めをすべく13期では生協等への一般の売りを、ほかの商品を強力で売っていったということで、売上額の落ち込みがこれだけでとどまっておるということです。

それに伴いまして、新しく販路を開拓をするということとして、その販売経費が非常にいったということが原因としてあるというふうに思っております。経費等の面では人件費が1,000万円ほどふえとって、それが影響しとるのではないかとのご指摘で、それはそのとおりだというふうに思っております。右肩上がり販売を伸ばしていくという中で、販売員を11期、12期ぐらいで2人ふやしております。そうした状況の中で販売戦略を立ててきたところが、例の震災で大きく計画が狂ったというのが今の状況だということでございます。

最後に、これからの戦略経営的な問題ですが、現在、経営を改善をすべく以前にもお願いをしておりましたが、中小企業診断士の吉田先生にも入っていただいて、その辺の分析を会社としてやっていただいておりますということで、吉田先生のほうからは3億円が一つのステージだということで、ここできちとした採算をとっていき経営を築き上げていくのが、まず第一であろうというご指摘をいただいております。

それで、今後の会社の戦略といいます、そういう問題につきましては、指定管理の中でも出させていただいておりますというふうに思いますが、この入れていただきました冷凍施設をフル活用いたしまして病院食、老人食、そういった冷凍事業に参入をしていきたいというのが会社の今後の大きな基本的な戦略だというふうに聞かせていただいております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 最初にちょっと聞けばよかったんですけども、この施設は平成11年といいますから、旧加悦町の時代につくられた施設ですね。主に、この施設整備については、辺地債とか補助金とか、国の、こういうものが絡んでいると思うんですけど、もう11年経過しました、この辺地債の償還というのは、もうほとんど終わっているのでしょうか、その点わかればお聞かせいただきたいと思うんです。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。多分、辺地債を活用させていただいておりますということで、大体10年ぐらいの償還で済んでおるというふうに思っております。当時のガット・ウルグアイ・ラウンド対策予算で整備をしましたリフレ、冷凍米飯加工施設等々につきましてはの起債は全て償還済みだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） そうすればですね、建物の償還はもうほとんど済んでおると、あとは先ほど言いましたように設備投資にかかわる起債もありますね。もちろんこれは最近ですから、当然、残っているだろうと思うんですけど、建物については、もう済んだということはわかりました。

それと、先ほどちょっと続きになるんですけども、決算書ちょっと拝見させていただくとですね、先ほど右肩上がりのときは順調にきておるんですけども、一つの傾向として、負債の中で役員借入れというのがありますよね。この額が全然減ってないんですね。当然、役員借入れですから、利子のつかない借金ということで、返すのは後回し、後回しと、こういうことになるん

だろうと思うんですけども、当然、有利子負債のほうから返済していくとかいうような順序立てになると思うんですけども、これも、ちょっといささか問題があるんじゃないかなというふうに思いますし、利益が出た中で、それをどういうぐあいな形で配分していくとか、設備投資もかかわってくると思うんですけども、その辺の考え方というのはお持ちであればちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。会社のほうから伺っておりますのは、役員からの借入れ、これの返済ができていないということです。

まず、町のほうの特産品の開発基金のほうからも、お借りをしておることがありまして、まず、会社のほうとしては、この基金への返済と、銀行への返済と、この二つを先行をさせていきたいというふうに聞いております。この黒字決算を打っておったときには、その13期ぐらいから役員への償還についても順調にいけば返済を開始をしたいという計画を聞いておったわけですが、状況が変わりましたので、今は、そういう状況にはなっていないということでございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） この種の事業はですね、一にも二にも売り上げ拡大ですね、販路を広げるということはいかに大事であるかというぐあいに思います。私も先週、9月ですね、ちょっと静岡のほうへ行ってきました、第二東名を通りましたら浜松サービスエリアですか、ここにも加悦の冷凍米飯のおすしが置いてありました。そうした形で、サービスエリアは超満員でありましたけども、販路開拓というのは当然、経費もかかりますし、人件費もかかることなんですけども、それしか活路は見出す方法はないかなというぐあいに思いますので、ぜひ、営業のほうに力を入れていただいて、3億円が天と言わずに、もう少し売り上げを伸ばしていただいて、返済財源ですね、これを確保をお願いしたいなと思います。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第86号 香河辺地に係る総合整備計画策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩に入ります。15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時 4分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第87号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議案87号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について質問をいたします。

この中で、私が気になりますのは飲料水供給施設のくだりですが、この中で安定供給のために施設整備を行ってきたが、経年劣化により老朽化が進んでいるというふうに書いてありますが、どのぐらいの劣化が進んでいるのか、その点についてお答え願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 塩見議員のご質問にお答えいたします。岩屋浄水場についてですが、コンクリート構造物を除いて、今ございますのは電気計装、あるいは薬注の注入設備等ございます。コンクリート構造物は、まだ耐用年数があるかと思いますが、今申し上げました機械類については、耐用年数を過ぎていているというような状況でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 機械装置のほうが耐用年数を過ぎていているということですが、いわゆるコンクリート、ろ過機のほうだと思んですが、この後の請負のほうで質問をしてもいいんですが、ここで今ちょっと触れてみたいと思います。

それでは、コンクリートの、いわゆる枠のろ過機ですか、あの枠あたりは何年ぐらいたってますか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。昭和50年代でしたか、一度改修が入っております。そのときに配水池や何かについては、一部新設がございました。あと緩速ろ過池などについては、若干補修をかけたかもわかりませんが、それ以外の部分については、創設以来、昭和33年からですか、ずっと引き継いでいるといった状態です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ここに岩屋簡易水道は、昭和33年9月から給水開始しと書いてありますが、今の計算が合わんですけれども、この33年というのは、いわゆる旧野田川町が岩屋区から買い上げた日と、こういう意味でしょうか。

私、あの水源地については、かなり鮮明な記憶がありまして、大体、僕が小学校高学年か中学校ぐらいに、大かた今の浄水場の骨格ができたと思います。古いのは、もうコンクリートの部分で40年は越えているというふうに思います。そのとき一緒に、大宮の水道も古いやつが工事をしました。これ福知山のほうからきた大栄建設というのがしまして、何で知っとるかというたら、その大栄建設の工事の監督が、うちの家に泊まって毎日仕事に行きましたんで、その車に、バタコですけど、乗せてもらって、あっちこっちの現場にいっぱい連れていってもらいましたんで、ほんまに鮮明に覚えておるんですけど、僕の思いからいくと、もう40年以上は、あのコンクリ

一トの施設は立っているというふうに思うんですが、町のほうの記録はどういうふうになっているかなということで、老朽化ということなんでお尋ねしておるわけです、どうぞ。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。先ほど申し上げました50年代でしたか、一部改修が入った部分、この部分がちょっと具体的に何年度だったかということは、ちょっと思い出せないんですが、今、おっしゃいますように、骨格となる部分については、かなり古い状況だと思うんですが、途中の改修で、どの程度の補修をしたというのが、ちょっと具体的な内容まで、私ちょっと承知しておりませんので、ただ、その改修年度からいまして、耐用年数云々という状況に、私のほうは思ってますので、創設、あるいは今おっしゃったような状況からいきますと、もうとうに耐用年数は、はるかに過ぎていくという状況になるかと思えますけども、途中で改修が入った部分で修正がかかっていますので、ちょっとはっきりしたことが申し上げられなくて申しわけないんですが、そういった状況であるということをございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そういう記憶を持っておるといっておられることを思っておいてください。

それから、岩屋の水道は、これ以前から、僕たちが生まれる前からずっと村の時代からかなり早期に、この地域でも相当早いときに整備ができて、水道をやってました。昔のは鉄管を鉛でとめて工事をしてました、本当の昔のはね。それから石綿管になったり、いろいろ変わってきたようですけど、その鉄管を取りかえるときの工事僕みな知っておりまして、何か、その分だけは鮮明な記憶があるんです。

そういうことで、整備はしたといえ、かなりそのコンクリートで、最初の部分は古いと、大宮の水道は、もう全面的に、それ以降、新しくなっているということで、この後の整備の計画はあるんですが、果たして、そのコンクリートの部分がかつかなというところに危惧を持っております。何年たっているかということは、それじゃあおいておきまして、この議案第87号の資料の30ページですが、ここに今回の岩屋川線と簡易水道と両方の工事の印がしてあると、岩屋西部辺地の外の大枠の囲いは、このとおりだろうと思うんですが、中の工事箇所については、これは岩屋川線の工事箇所だけが二つの工事をするというふうに書いてありますが、簡易水道の整備はもう少し、地図でいえば左側のほうでして、先ほどの議運第86号ですと、網かけの中に全ての工事の部分が入っていますので、ささいなことですけども、ここら辺はどうなっているのかなということですけど。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回、二つの事業計画に上げさせていただいております。町の岩屋川線改良事業は、線で表示をさせていただいております。岩屋簡易水道整備事業につきましては、給水範囲をばくっと印しているということで、丸に近い楕円形で表示させていただいているというふうに捉えていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほど言いました、工事するのはもっと左側です。左のほうですね、いわゆるそれが給水の範囲で示してあるということであれば、給水範囲というのは岩屋小学校よりもっと右のほうまで行きますんで、今以上、倍ぐらい、いわゆる岩屋西部を離れるとこまでいきます。そ

ういうわけで、この表示の仕方というのは、わからん人が見たらそうだと思うんですが、わかるもんが見ると、ちょっとおかしいなというふうに思うんですが、もう一度、答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。岩屋地域全体が辺地指定されているわけではなくて、西部として指定されているという中で、今回の飲料水供給施設の給水範囲が岩屋西部を越えて給水されておりますけれども、辺地の対象になるのは細かな計算をして、岩屋西部の給水人口が該当するというような計算になりますので、丸をはみ出して書くわけにはいかないというようなところかと思っています。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、先ほど言いました、もう1点、いわゆる水源地の工事をする場所というのは、この網がけから、かなり外れているんですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それは、京都府のほうからそういうふうな指導といいますか、表示の方法についての指導があつて、こういう図示にさせていただいているのかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いよいよ遠くのわからん人が、いろんな指示があるということなんですが、私としては妙におかしいなというふうに思いますが、そういうことなら、それで質問を終わりにします。

後ほどまた、施設の請負のことについては質問をさせていただきたいと思います。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第87号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第88号 岩屋浄水場改良工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 議案第87号で質問しようと思ったんですけど、88号で質問させていただきません。

まず、議案第87号では遠隔監視システムを整備というふうになつとるのが、こちらの工事のほうにでも入ってくると思うんですけども、私もちょうど水道設備があるほうに、よく農業、田んぼがありますもんで、よく水道課の方が、よく来られるのは見ておるんですが、そういったことを見に来なくてもいいようになるのかどうか、そこら辺を教えていただきたいと、そういうふうに思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 有吉議員のご質問にお答えいたします。現在の岩屋浄水場につきましては、浄水場内で故障、あるいは異常が起こった場合には、異常があると、故障があるというお知らせだけが役場のほうに入りまして、それを役場の宿直さんによって、警備員ですか、警備員さんによって各担当者へ連絡していただくシステムになっております。したがって、その異常箇所については、現地へ行って確認をしないとわからない。また、その上で、その内容に応じて現地で対応するというふうなことが今の現状でございます。

今度の改修でお世話になりますのは、その内容について具体的に、どの場所が、どういう状況であるかということについてまで、各、役場にも入ってくるんですが、各担当者にも直接、携帯電話に入ってくると。その状況を見て、現場に行かなければいけないかどうかを確認すると。

それから、さらに申し上げますと、例えば緊急に停止をしておいたほうがいいのかどうかというような場合、あるいは、細かくは薬品の注入量をいじろうというようなものについては、今現在は現場に行かなければいけません、携帯電話でやれるというようなシステムに変えようということでございます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 再度、要は行かなくてもいいということですね。2日に1回か3日に1回行っておられるような感じで水道課の方が行っておられるというふうに思っております。そしたら、全部、要するに直るもんだったら携帯で直せれるというふうに理解したらええんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答え申し上げます。一応、今、申し上げたような形で役場でも、あるいは携帯電話でも運転状況は把握できるわけですが、実際に行ってみないと何が起きているかわからないという部分も実はあるんです。

例えば、例を申し上げますと、薬品の注入装置やなんかに、ちょっと専門的で申しわけないんですが、ガスがたまって動きがにぶくなっているとか、そういったようなことが、しばらく置いておけば警報でわかるわけですけども、わからない部分について、事前に把握する必要もあるというようなことで、現在、点検員、臨時の点検員ですが、毎日、現地を確認をしております。

それにつきましては、こういった状況で改修を行いましても、続けていくということがございます。ただ、先ほど申し上げましたように、異常や故障といった場合において、行く必要があるか否かについて、あるいは携帯で操作をするという部分については、行く必要はなくなりますけれども、日々の点検というか、その部分については従来どおり行かせていただくということでございます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） そうすると、今までどおり人間も、どうしても見に行かんと安心はできないと

ということだろうというふうに思います。

企画財政課長にお尋ねするんですが、工事概要の資料の起債が1億3,040万円ですか。先ほど、いわゆる水道事業債ですか、それと辺地債の分があるというふうにご答弁だったろうと思うんですが、この内訳というんはわかるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この起債の各欄に1億3,040万円を記載させていただいております。この算式としましては、事業費、全体の1億4,350万9,800円から補助金の1,3098万4,000円を引いて、その充当率100%で10万円どめで上げさせていただいているということでございます。ここでは、とりあえず財源として簡易水道事業債のみ100%充当で上げさせていただいているということでございます。

最終的には、簡易水道事業債にも一般分と、そうでない特別分などがありまして、細かな計算をして幾らかは辺地債の対象になり得ることがあるわけですが、今のところは、ここでは、その細かな計算をさせていただかず、簡水債だけで上げさせていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） この簡水事業債、これの交付税算入、これについてどれぐらいなのか教えていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。簡易水道事業債は、充当率が、先ほど申し上げましたが100%でございまして、交付税算入率につきましては、通常分はおおむね50%、それから借入額の10%は臨時償還分として借り受けることができるようになってございますが、臨時償還分については100%でございます。

おおむねの言い方としましては、大体50%が交付税算入されるというふうに捉えていただいたらよろしいかと思います。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 非常に難しい問題で、あとは出てこないんですけども、ちょっとこの地図が、工事の地図の中で、ちょっと直接工事には関係ないんですけども、ちょうどこの地図がありますので、先ほど大年ダムの町道認定で井田議員が質問の中に、有害獣の柵、ちょうどここにも有害獣の柵が山から来ておりまして、そして、この地図でいう上のほうにずっと有害獣の柵を設置してあるわけなんです。

ところが、大変、先だってイノシシやシカがよく入ってまいりまして、ちょうど和田石材さんのところで、ツキノワグマも捕れたということで、この水道施設の上に白い、これが下常ダムのところから流れてくる水路なんですけども、そこから、橋の下から入ってくると、非常にありがたい有害獣のフェンスの設置だったんです。どうしても防げないところが出てくるわけで、この下側といいますのが、西になるわけですが、ツキノワグマがフェンスを壊したんじゃないかということで、ずっと山を歩いて、フェンスを壊した跡はなくて、この水路の下を歩いて入ってくるという状況だったわけです。

ちょうど、塩見議員も一緒だったんですけども、新しくフェンスを設置しましてね、ところが

同じように水路が入ってくるわけなんです。ところが、その水路が、これと関係があるわけなんですけども、水がちょうど、この地図の一番左側なんですけども、そこに井堰といいますのか段がありまして、そこから横に伏流しとるという状況があります。これ私もちょっと設置したフェンスのことも気にかかりまして、雨が降ったら見に行っておるんですけども、けさもちょっと行っておったんですけども、雨が降っても、そこからオーバーフローしてないと、本流は流れていないと、全部横に入っておると、これ工事とは直接関係ないんですが、この管理ですね、いわゆる水道課なのか、建設課なのか、農林課なのか、こちら辺が非常に私にはわからんところがありまして、ちょっとお答えいただけたらなというふうに思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。実はこの件につきまして、岩屋の区長さんからご相談をいただいております。私のほう水道施設ですので、その有害鳥獣の柵に関しまして、どのようにというようなことは申し上げられませんが、水路というか、河川につきましては建設課ですし、それから柵自体は農林課のほうで、それぞれ所管しておりますので、一度立ち会いをさせていただいてというようなことで、区長さんとは今お話をしております。

具体的に、いつ立ち会いをするとか、それらについては、まだ、ご連絡をいただいておりますが、各所管にご相談された後、そのようなことになると思いますので、ちょっとここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 有害鳥獣の柵で言うところではないんです。水路が横に水が回るとということで、いわゆる河川管理やと私は思っております。と私は思うわけなんです。だから一遍見に行っていたきたいなど。

議長（赤松孝一） 西原建設課長

建設課長（西原正樹） 今の鳥獣害のフェンスにつきましては、うちの課のほうにも岩屋の区長さんのほうからそういったお話がございます。

私も現地は見ております。ただ、今、議員ご指摘のところの部分については、私もちょっと見落としておりますので、その部分につきましては、建設課のかかわりが出てくるだろうというふうに思っております。

今、どういうふうな状況だということも、私も柵のことでちょっと行かせてもらったんで、今おっしゃるとるんは護岸の関係ということでございますので、その部分につきましては、もう一回、現地に、区長さんなりお世話になって調整をさせていただきたいというふうに思っております。

3 番（有吉 正） 下には配水地の施設もあるようでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

13番、井田議員

13番（井田義之） それでは、議案第88号について質問させていただきます。

先ほど、有吉議員の財源のことで、辺地債の分については、議案第87号で760万円ということが出るとるんですけども、これが、まだ定かではないというふうなことを書いてあるんですけど、

これええかげんな数字なのかどうか。それから、そういうことで、言葉は悪いですけど、そういう意味書いてあるわね。

それと、これは合併特例債は、もう使わないということなのかどうか、まず財源をお尋ねしておきます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。辺地債の計算は、先ほどもございましたが、西部辺地内の給水人口の関連もあり、また、簡水債が、一般分と臨時措置分に分かれたりというようなことで、大変ややこしい協議をして決まるところがございますので、今回、そこにありましたのは、簡水債のみ入れさせていただいたということでございます。

合併特例債につきましては、簡水債なり辺地債が他に優先される起債があるということですので、該当にならないということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 1点だけ、企画財政課長、念を押しておきます。最近、私もちょっと不審に思うんですけども、いろいろな事業が提案をされて、その財源が不透明のまま提案されてくると。普通であれば、やっぱり財源を確保した中で、こういう事業をするというのが提案されてくるのが普通ではないかなというふうに、私はもう、そういうように信じとったわけですが、最近、その財源については、例えば加悦中学校の問題についても、財源については、今のところ明らかにできませんと、ほんで頭は20億円とかって決まっておるわけですね。財源の内訳は、また後ほど公表しますというような格好になってくるんですけども、もう簡単に答えてもらいたいんですけども、財源の確保は企画財政できてない間に、工事計画なりが前に進んでおると。だから、この入札でもそうです。入札がされて、40%前渡金が払われて、4割以内でね。だけど財源はどこから出るかかわからないという状態で、こういうことが進んでいくのかどうか、これ明確にお答え願います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。歳出、工事費などの歳出を執行する際は予算に必ず上がっております。予算には、その財源が書いてございます。したがって、それが財源だということですけども、年度途中の起債の協議によって変わる場合があります。特に有利な起債に変わっていく場合があるということはございますけども、基本的に予算でお示ししております財源で動いているということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が言いたいのは、現時点の財源、財源処置について、やっぱり明らかにすべき、そしてその後、有利な起債なり、有利な補助金なりがあれば、途中で変更を入れるというのが筋でないかなと、わからないまま提案をされるのではなしに、やっぱり現時点で企画財政としてつかんでおられる数字を明らかにして、変更があつて、そのために補正予算があつたり、いろいろなことがあるわけですから、そういう格好でやっていただきたいということを、これは要望にとどめておきます。

次に、入札の関係についてお尋ねいたします。一応1億3,667万6,000円ですか、この数字が落札金額になっております。これは最低金額が公示をされて、くじ引きになったのかど

うか、これはどっち、吉田課長、お願いします。

ついでに落札率もお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 井田議員のご質問にお答えいたします。入札の内容でございますが、資料に書いてございますように、5社で一般競争入札を実施しております。入札の結果、5社とも最低制限価格により応札をされましたので、くじ引きによって落札者を決定しております。

落札率については88%でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 副町長、申しわけないんですけど、過日、私、業者の名簿を副町長に要求してもらっておきながら、今、私、手元にないんで、再度ちょっとお尋ねをするんですが、一応、水道事業という格好になりますわね。水道事業のA級ということになるのかどうか、その辺のとも含めて、この5社に指名をされて、この5社以上に与謝野町の中には5,000万円を超える工事なのか、1億円を超える工事なのか、3,000万円を超える工事なのか知りませんが、指名に該当する業者の指名願は出てないということですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 申しわけございません。副町長にお求めでしたが、私のほうで答えさせていただきます。

この入札につきましては、水道施設のA級で一般競争入札ということですので、条件つき一般競争入札で、5社が応札されたということでございます。

1 3 番（井田義之） A級は何社あるんですか。

水道課長（吉田達雄） A級は5社でございます。

1 3 番（井田義之） 5社に指名したということね。

水道課長（吉田達雄） 指名ではございません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、吉田課長にお尋ねいたします。従来から、私は水道の施設について、例えば前処理ろ過機だとか、電気計装装置については、よその業者と言ったら、しかられるかわかりませんが、町外の業者が多く指名をされて落札をされておったと。

私は、できるだけ地元業者でできるようにできないかなということを再三再四申し上げてきました。例えば、電気計装装置であれば、与謝野町の電気業者がJVを組んでやったらできるん違うかと、それくらいの勉強をさせなければ、地元業者の保護、育成はできないん違うかというように再三再四申し上げてきました。

今回、地元業者が一応、この図面で見ますと、一応、配水電動弁だとか、浄水場処理、ろ過、全部地元業者が、安田建設がやってくれるということになったわけですね。これは大変、私はありがたいと思うんですけども、きょうまで、なぜこのことができなかったのか。

そして、なぜ今回については地元業者に、こういう水道施設を指名されることになったのか、その辺のいきさつをお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えをいたします。浄水場のような大かがりな施設につきましては、新設と改

良とで考え方を分けさせていただいております。

まず、新設につきましては、実際に新しい土地を用意しまして、そこでやっていただくこととなりますので、その各業種間の工程的な監理というのは、全く関係ないわけではないですが、あまり関係ないというか、重視はされません。工期内におさめていただければいい、その中でどういう進め方をしていくかということになります。

ところが既存の施設でもって、施設改良を行う今回のような場合ですね、このような場合については、今の実際に水道水をつくっている状態を維持しつつ、新しい部分を加えていくということになりますので、非常に工程監理、あるいは既存の運転を乱さないというか、そういった総合的な監理が必要になってまいります。したがって、新設部分については分割発注を今までからさせていただくことを前提にしておりますし、それから既存の施設の改修について運転が著しく、その改良工事に影響を及ぼす、改良工事が運転に影響を及ぼすというような場合については、一括発注をすることによりまして、全てを一社で施工監理をしていただくことで、通常の浄水場の運転を守っていただくといえますか、そういうような形で進めております。

合併以来、今までに四つの浄水場をいらってきたわけですが、与謝浄水場の改良につきましては一括発注をさせていただいております。

それから、算所浄水場につきましては、これも改良だったわけですが、敷地が大変広うございまして、あいた敷地に全て新しい部分をつくった上で一度に切りかえてしまうということが可能でしたので、この部分については分離発注をさせていただいております。

あと三河内浄水場、新加悦浄水場につきましては、新設でございますので分離発注をさせていただいているというようなことでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長は、分離発注をあっちやこっちでやっておるといことなんです、私たちが、ここで議論をさせていただける、いわゆる議論というのか、議場に出てくる分については5, 0 0 0万円以上の工事しか出てこんのですね。分離発注されとる分が私には見えてなかったということも内容の中にはあろうと思います。

ただ、やっぱり例えば、ここにあります電気計装装置ですね、電気計装装置ですか、役場とのあのものとかというようなことも、先ほども出ておりましたが、答弁の中に。そういうのでも、結局いわゆる地元業者でも、できる部分が結構あるのかなと、今回の、この工事の内容を見まして。

やはりこれからは、しっかりと地元業者を使える分については使っていくというのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、これまで水道すごい、それこそ、けさから出ております、すごい金を使いながら水道設備をやってきたわけですね。

そういう中で、土工事は地元、電気系統とか、ろ過装置とか、いろいろな装置については、みな専門業者というのか、よその業者を使っておるといのが実態ではなかったなというふうに思うんですが、今後について、いわゆる、あるのか、ないのかは別にして、この新しい設備ができるときに、やっぱり分割発注したり、それから、言うたら地元業者が、これとこれとこれとはできるんだから、地元の業者をできるだけ使ってくださいというようなこともやっていただきたいと思うんですけれども、その辺についての考え方をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、水道課のほうの考え方として新設、あるいは改良においては、こういうやり方をしますと、しておりますというようなことを申し上げました。

ただ、ほかの分割の中でも、実際に町内業者さんでやっていただけるかどうかについての判断も含めてですね、そのほかどういう形でお世話になることが、費用の面も含めまして、いいのか、そういったことについては個々に総合的な判断を加えた上で結論を出していきたいと思っておりますので、ケース・バイ・ケースということができるかもわかりませんが、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 最後に一言お願いをしておきます。いわゆる今、いろいろな入札の問題で大きな話題を呼んでおります。水道に限らず、ほかの請負でもいろいろと特定の業者が多々取っておるというのがあります。この辺については、十分に神経を使っていただきながら、やっぱり町民の皆さんから、また、我々議員から変な目で見られないような方向を、ぜひともお願いをして、私の質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

5番、塩見議員。

ちょっと申しわけございません。あらかじめ時間延長になっていますが、時間延長よろしくお願いたします。

5番（塩見 晋） それでは、先ほどに続きまして議案第88号の岩屋浄水場の改良工事の請負について、少し質問をしたいと思っております。

先ほど、有吉議員さん、それから井田議員さんが、いろいろとお尋ねになりました。それ以外の部分でお尋ねをいたします。まず、この岩屋の浄水場そのものが、先ほどもお話しました、非常に古いものであるということです。過日、この資料をいただいてから、実は水源地にずっと行って見て回りました。きちんとフェンスで囲ってあるので中には入れませんでした。このちょうど上側に、建物の図でいうと上側にある部分が、これ川ですね。上に下常ダムがありまして、そこから流れて来る川なんです。ちょうどこの左側の前処理ろ過機ですか、赤い丸こい印してあるところが二つあるんですが、ちょうどそのあたりなんです。川に面した部分が非常に、どういんですか、その土手というんですか、野づらの石がいっぱい積んであって、あれでしっかりしとるんかなというふうに判断をされているのかもわかりませんが、今まで数十年間、それでもってきてるんだからと言われりやそれまでですが、なかなか見た目、不安定な状態なんです。それで多くのお金をかけて、せっかく工事をされるのに、果たしてあの部分はというふうに考えておられるのかなというふうに思いますので、その点についてご答弁をお願いします。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 塩見議員のご質問にお答えをいたします。その前に、先ほどの私の答弁の中で、ちょっと思い違いがございましたので、この場をおかりしてちょっと訂正をさせていただきますが、

先ほど、前の岩屋浄水場改良が昭和50年代というようなお話をさせていただきました。直近の改修は平成6年に行われておりまして、随分ちょっと違っておりました。申しわけございません、訂正させていただきます。

それから、今のお話ですが、確かにあそこの、ちょうど、今の一次ろ過池というんですけど、そこの護岸が非常に弱い状況がございまして、過去に修繕をさせていただいた経過もございまして。今回、それにつきまして、実際あそこから管を抜いたり、いろいろやっていますので、また、その状況を見ながら、ちょっと判断をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、状況を見ながらということをおっしゃいましたが、それでは、そのときにまた余分なお金が、今の請負の中には、それは入っていないという、その費用はということですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。現在の工事費の中には、それは含まれておりません。

したがいまして、その川へ抜ける排水管等を敷設する際の判断になりますので、もしやろうということになりましたら、別途費用が発生してまいります。そのときに工事全体を捉えた中での増減というものについて、改めて精査をさせていただいた上で実施をさせていただくということになると思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 少し私が見て回った中で、そこが一番気になったところでして、そういう形で、そのときに対応を考えていただけるということをお聞きしまして、一安心をしました。

それから、直接、工事とは関係ないんですが、今回、この浄水場の工事をするということで、この上は下常のダムがあつて、その上に下常のお不動さんがあつて、そこからずっと上が、いわゆる後山というんですけども、官行造林や公団造林で、財産区の山で、ずっと広がっているんです。そこに、過日ですけど、一番水源のもとのもとまで行ってきました。今から十数年前ぐらいに林道整備が一生懸命やられまして、非常に山を掘削したもので、雨が降るたびに、非常に、その砂が流れて、水道が濁るということが繰り返されてきました。

そういう心配もあつて見に行つたんですが、5、6年、行つたことがなかつたんですが、思ったより自然が回復力が早いというんですか、あんまり土がまともに出てる部分は少なく、大分いい方向に行つてるなというふうに思ってきました。

ダムのとこまで帰つたきたところで、ダムの砂が満杯なんです。僕が見た目ですけど。恐らく、たしか当初予算で浚渫の費用を見たかなと思つたんですけど、そこら辺いかがだったでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 下常ダムの浚渫につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

実は、ご指摘のとおり平成24年度の当初予算で下常ダムの浚渫の予算を計上しておりました。水道課のほうとの調整不足もありまして、申しわけなかつたんですが、どうしても浚渫をしますと濁り水が出てきて、ちょうど施設改良の時期とぶち当たって、不具合が生じるということで、時期を、浚渫する時期を1年延ばさせていただくということで調整をさせていただいたという経過がありまして、今年度、水利施設のほう整備できました後に、下常ダムのほうの浚渫のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 工事とかいろんな要件もあつて、なかなかそら思うようにできないということはあるんですが、あのダムは取水と農業関係とで利用することになっています。奥にも小さな土

のダムが、一番どん奥にもあるんですが、ダムというより池ですけども。やはり夏場の水道水が足らなくなるかもわからない。また、農業用水も足らなくなるかもわからないというときに、やっぱり間に合うようにしとかなないと、工事の関係もあるかもわかりませんが、一番肝心なときに今の状態だと、たまる水の量が非常に少なくなっていて、ことしはよかったんですけども、幸いなことに。

そういうこともありますので、工事の関係もありますが、そういうことも考えながらぜひ浚渫は適時なときにやっていただきたいと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。その件につきましては、本年度やる予定にしておりましたので、災害に強い森づくり事業ということで、京都府の100%の委託事業でやるという予定にしておりました。

先ほど申しましたような事情で1年、区長さんのご了解もいただきながら、事業を延ばさせていただいたという経過もありますので、早期に、そういう問題が起きないまでに、できるだけ早い時期に工事にかかりたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 先ほども言いましたが、工事というのか、林道工事に伴って結構砂も、よく流れてくるように、今でもなっております。結構ダムが埋まるのも早いと思いますし、ぜひ適時を捉えて浚渫をしてもらえますように、お願いをしまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありません。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第88号 岩屋浄水場改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 本日、議案第106号から議案第108号が追加提出されました。

以上、3件を上程させていただきます。

追加日程第1 議案第106号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案第106号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

今回、購入の消防ポンプ自動車は、野田川第2分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

野田川第2分団の現行の消防ポンプ自動車につきましては、平成7年10月に購入したものでございまして、既に16年を経過しており、平成19年12月に策定いたしました与謝野町総合施設等整備計画に基づき更新するものでございます。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、9月7日に5業者から見積書を徴集しました結果、契約の相手方は、株式会社モリタ大阪支店、支店長 平田隆吉、取得金額は1,835万4,000円で、うち消費税相当額は87万4,000円でございます。

契約期間は、本件議決の翌日から平成25年3月29日までとするものでございます。

今回、購入を予定しています消防ポンプ自動車の概要につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、私のほうから詳細についてご説明を申し上げます。

追加議案の資料といたしまして、消防ポンプ自動車の取得概要ということをお示しをいたしております。ここに取得車両の主な仕様内容ということでございます。CD-I型ダブルキャブシャシというものでございまして、年式は平成24年式です。

以下、大きさをずっと書いております。今回、申し上げたいのは、最近消防団に対しましては、火災の対応だけではなく、防災の関係、いわゆる災害に対する対応といったものが最近重視されてまいりました。今回におきましては、消防団の危険を伴わないという、大きな危険を伴わないという範囲の中で、2ページをめくっていただきましたら、救助用資器材というものがございます。AEDと布の担架、それから携帯用のコンクリート破壊用具及び救急セットといったものでございます。こういったものが附属品に今回は上がっているということが、今までとは違った点ということになっております。

なお、こういった仕様につきましては、もう当然、野田川の第2分団でございますけれども、中心に仕様内容を検討いただきまして、決定をいたしましたものでございます。

なお、2ページに書いております指名業者につきましては、5社で見積入札を行いました。その結果、株式会社モリタ大阪支店に決定をいたしましたものでございます。財源内訳につきましては、府の補助金を550万円、それから合併特例債でございます1,220万円、残りが一般財源ということでございまして1,835万4,000円の購入費といったことでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） ただいまの上程がありました案件につきましては、本案については本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第2 議案第107号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案第107号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は1,700万円を追加し、総額を114億8,328万6,000円といたすものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金で、第28節繰出金、直診勘定繰出金を1,200万円追加いたしております。今年度、国民健康保険特別会計において、石川の国保診療所に建設を予定しておりますリハビリ棟につきまして、設計内容の精査を行った結果、工事請負費を1,200万円追加することになり、国民健康保険特別会計直診勘定の財源不足を補うため、同額の1,200万円を一般会計から追加、繰り出しするものでございます。

次のページにかけて、第8款土木費につきましては、8月18日の集中豪雨による道路の陥没、法面の崩落などが発生したため、その修繕費を追加するほか、水路や沈砂ますなどの土砂の堆積を取り除く、浚渫委託料を総額で280万円追加いたしております。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、全国消防操法大会出場事業を27万4,000円追加いたしております。これは、先般の職員不祥事により京都府消防操法大会優勝祝賀会を急遽中止にさせていただきましたので、全国大会終了後に改めて消防団員の労をねぎらう催しを実施したいと考えておまして、その必要経費を追加させていただくものでございます。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を80万4,000円追加いたしております。これは土木費同様に、先日の集中豪雨により岩滝小学校のグラウンド法面が崩れ、土砂が流出したため、これを修繕する経費を追加するほか、岩屋小学校において消防設備点検を実施した結果、火災地震器の取りかえ修繕が必要との指摘がありましたので、これを修繕する経費を追加いたすものでございます。第5項社会教育費、第2目公民館費では、公民館管理運営事業を50万1,000円追加いたしております。これは中央公民館におきまして、経年劣化による漏水が発生し、さらに空調設備の送水ポンプが故障したことにより、緊急修繕が必要となりましたので、修繕料を追加いたすものでございます。

第14款予備費は22万1,000円を追加し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第9款地方交付税は、普通交付税を1,700万円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第3 議案第108号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案第108号の平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、直診勘定のみで1,200万円を追加し、総額を1億4,105万3,000円といたすものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第3目財産管理費では、第15節工事請負費、リハビリ棟建設工事費を1,200万円追加いたしております。これは当初、診療所とリハビリ棟を接続する予定でありましたが、そうした場合に既存の建物についても耐震構造基準チェックを実施し改修が必要になることから、接続をしない構造に変更するほか、医師からも助言をいただくなど、患者さんの利便性や機能性を考慮し、調整した結果、追加経費が必要になったものでございます。以上が歳出でございます。

続きして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第5款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金を1,200万円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで垣中教育長から発言の申し出がありますので、お受けいたします。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 失礼します。お疲れのところ時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

去る8月29日、教育委員会事務局教育総務課係長、小路公憲が収賄容疑で逮捕されました。議員の皆さんをはじめ町民の皆様方の町行政への期待を裏切る大変な不祥事を起こしましたこと、改めて深くおわび申し上げます。

本日午後、小路公憲係長が加重、加えると重いです。加重収賄容疑で京都地方裁判所のほうに起訴されたので、ご報告をさせていただきます。

以上、貴重な時間を割いていただきまして、ありがとうございました。報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、明日9月20日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

（延会 午後 5時24分）